

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和4年12月19日（月曜日）		
開 会	午後2時45分	閉 会	午後5時56分
場 所	市役所本庁舎7階 全員協議会室		
出席委員 （8名）	委員長 砂田 典男 副委員長 長坂 則翁 委 員 岡田 実、西尾 彰仁、平野真理子、伊藤 幾子、 上杉 栄一		
欠席委員	委 員 柳 大地		
委員外議員	なし		
事務局職員	局 長 補 佐 毛利 元 議 事 係 長 中川 真理		
出席説明員	<p>【総務部】</p> <p>総 務 部 長 乾 秀樹 次長兼総務課長 一村 泰志 総務課公文書管理室長 有元 薫治 総務課課長補佐 蔵増 彩 次長兼行財政改革課長 河口 正博 行財政改革課参事 米田亜希子 行財政改革課課長補佐 宮崎 学 次長兼職員課長 塩谷 範夫 職員課課長補佐 入江 卓司 検査契約課長 河上 昌輝 検査契約課課長補佐 霜村 俊二 財産経営課長 濱岡 直樹 財産経営課課長補佐 中村 和範 資産活用推進課長 福井 一朗 資産活用推進課課長補佐 有田 博</p> <p>【総務部 税務・債権管理局】</p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克 固定資産税課長 中島 辰哉 収納推進課長 池原 章博 市民税課課長補佐 谷本 泰志 固定資産税課課長補佐 渡邊 佳絵</p> <p>【総務部 人権政策局】</p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 谷口 恭子 次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘 人権推進課課長補佐 太田奈津美 男女共同参画課長 池上 朱美 男女共同参画課課長補佐 蜂谷 知哉 男女共同参画センター所長 安本 哲哉</p> <p>【危機管理部】</p> <p>危機管理部長 森山 武 危機管理課長 植田 孝二 危機管理課課長補佐 太田 瑞穂</p>		

	<p>【企画推進部】</p> <p>企画推進部長 高橋 義幸 企画推進部経営統轄監 河井登志夫 次長兼政策企画課長 戸田 昭弘 政策企画課課長補佐 平田 政志 政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 上田 貴洋 政策企画課地方創生・デジタル化推進室室長補佐 上田 芳郎 秘書課長 山根康子郎 秘書課課長補佐 中川 直人 秘書課広報室長 松本 縁 文化交流課長 福山 博俊 国際交流プラザ所長 平井 圭介 情報政策課長 山根 寿彦 情報政策課課長補佐 松田 仁史 情報政策課課長補佐 田渕 聡</p> <p>【市民生活部】</p> <p>市民生活部長 鹿田 哲生 次長兼地域振興課長 漆原 利明 地域振興課課長補佐 山名 常裕 協働推進課長 北村 貴子 協働推進課参事 山根 優子 協働推進課課長補佐 宮谷 卓志 市民総合相談課長 大島 義典 市民総合相談課課長補佐 金谷 幸一 市民課長 西垣 隆司 市民課課長補佐 中島 泉</p> <p>【環境局】</p> <p>環境局長兼生活環境課長 国森加津恵 生活環境課課長補佐 古網 竜也 廃棄物対策課長 上田 光徳 廃棄物対策課課長補佐 西澤 直也</p> <p>【総合支所】</p> <p>国府町総合支所長 湯谷 一也 国府町総合支所副支所長 川口 泰弘 福部町総合支所長 平戸伊寿美 福部町総合支所副支所長 森 昌彦 河原町総合支所長 九鬼 栄一 河原町総合支所副支所長 武田 恵子 用瀬町総合支所長 片山 学 用瀬町総合支所副支所長 岡本 秀一 佐治町総合支所長 下田 俊介 佐治町総合支所副支所長 下石 直生 気高町総合支所長 中原 登 気高町総合支所副支所長 久野 明男 鹿野町総合支所長 岡本 幸子 鹿野町総合支所副支所長 小林 克己 青谷町総合支所長 田中 隆志 青谷町総合支所副支所長 安達 典子</p> <p>【監査委員事務局】</p> <p>事務局 長 富山 茂 局長補佐 金岡 正樹</p> <p>【選挙管理委員会事務局】</p> <p>事務局 長 馬場 睦雄 事務局次長 田渕 康修</p> <p>【出納室】</p> <p>会計管理者 中村 理人 出納室室長補佐 井上 拓也</p> <p>【市議会事務局】</p> <p>事務局 長 保木本英明 事務局次長 植田 光一 局長補佐 毛利 元</p>
傍 聴 者	なし

会議に付した事件	別紙のとおり
----------	--------

午後2時45分 開会

【総務部・危機管理部】

◆砂田典男委員長 それでは、ただいまより、総務企画委員会を開会いたします。

初めに、欠席委員について御報告をいたします。柳大地委員より、病気療養のため、本日の委員会を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

本日の日程は、お手元に配付のとおり、まず、総務部議案説明、報告、請願審査、その後、企画推進部の議案説明、市民生活部の議案説明、報告、続いて、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、市議会事務局の議案説明という流れになっておりますので、よろしくお願ひいたします。また、改選後、初の委員会ですので、執行部には自己紹介をお願いしたいと思います。

確認のため、注意点を申し上げます。発言の許可についてであります。発言を行う際には、委員長の許可を得る必要があります。委員長の許可のない発言は不規則発言となりますので、委員、執行部の皆さん共に、発言される方は、挙手の上、委員長が指名した後に発言をされるようお願いをいたします。また、必ずお手元のマイクのスイッチを入れ、マイクを使って御発言ください。

次に、議案審査についてであります。本日は、議案付託前の事前審査という位置づけで行っており、議案については、質疑は行いませんので、御承知ください。ただし、聞き取りにくかった点や、用語の確認は可能ですので、よろしくお願ひいたします。報告については、質疑が可能です。本12月定例会は、非常にタイトな日程となっております。円滑な委員会運営のため、要点を絞った簡潔明瞭な発言に御協力ください。

それでは、総務部・危機管理部に入ります。まず、乾総務部長、森山危機管理部長に御挨拶をいただき、執行部の皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。

◆砂田典男委員長 乾総務部長。

○乾 秀樹総務部長 総務部長、乾でございます。本日は、改選後、初の総務企画委員会ということで、砂田委員長、そして、長坂副委員長はじめ、委員の皆様、今後、総務部・危機管理部、どうぞよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

また、本日は議案説明ということで、簡潔な説明に努めさせていただきます。また後ほど、それぞれ職員のほうが自己紹介も、これも簡潔にさせていただきますと思います。

御案内のように、先ほども全協の中で報告させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症への対応、そして、高病原性鳥インフルエンザの対応といったことにつきましては、全庁挙げて職員の応援態勢を組み、また、切れ目のない予算措置を講ずるといった役割を、総務部が中核となって、全庁の先頭に立って行っているところでございます。引き続き、こういった対応に万全を期して努めてまいりますので、御支援のほう、よろしくお願ひを申し上げます。

本日は、一般会計補正予算に関する議案、そのほか、条例関係の議案が6本ございます。そ

して、後ほど、総務部の報告事項が2件といった内容になっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◆砂田典男委員長 森山危機管理部長。

○森山 武危機管理部長 危機管理部長の森山でございます。まずは皆様、このたび御当選、大変おめでとうございます。執行部、危機管理部といたしましても、さらに気を引き締めて、皆様と共になって、鳥取市の安全安心のために邁進をしてみたいというふうに思っております。

御案内のとおり、危機管理部1部1課ということで、小さな所帯ではございますけれども、先ほど、乾部長のほうからも御紹介がございました、鳥インフルエンザであったり、あるいは、新型コロナの対応であったり、様々な自然災害以外でのリスクにも対応をしてくれているところでございます。全庁的なリスク管理のための司令塔になっているというような自負を持ちながら、しっかりと、先ほど申し上げました市民の安心安全のために邁進をしていく所存でございます。

これから4年間、皆様とともに、執行部としましても、しっかりと邁進をしてみたいと思いますので、ひとつよろしくお願いをいたします。以上でございます。

◆砂田典男委員長 それでは、順次、御挨拶をお願いいたします。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 失礼いたします。税務・債権管理局長兼市民税課長の吉田彰克と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 皆様、人権政策局長兼人権推進課長の谷口恭子と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○一村泰志次長兼総務課長 失礼します。総務部次長兼総務課長の一村でございます。よろしくお願い申し上げます。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 失礼します。総務部次長兼行財政改革課長を拝命しております、河口正博と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○塩谷範夫次長兼職員課長 失礼します。総務部次長兼職員課長をしております、塩谷と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 失礼いたします。人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長の川口でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○有元薫治総務課公文書管理室長 失礼いたします。総務課公文書管理室長の有元と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○米田亜希子行財政改革課参事 行財政改革課参事の米田亜希子と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○河上昌輝検査契約課長 検査契約課課長の河上昌輝と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○濱岡直樹財産経営課長 失礼します。財産経営課課長の濱岡直樹と申します。よろしくお願い申し上げます。

○福井一朗資産活用推進課長 失礼します。資産活用推進課長、福井一朗と申します。よろしく

お願いいたします。

○中島辰哉固定資産税課長 失礼します。固定資産税課長の中島辰哉と申します。よろしくお願
いいたします。

○池原章博収納推進課長 失礼します。収納推進課長の池原章博です。よろしくお願
いいたしま
す。当課の課長補佐、中瀬のほうですけれども、ちょっと本日は家庭の事情により欠席ですので、
御紹介させていただきます。以上です。

○池上朱美男女共同参画課長 失礼します。男女共同参画課長の池上です。どうぞよろしくお
願いいたします。

○安本哲哉男女共同参画センター所長 失礼します。男女共同参画センター所長の安本でござい
ます。どうぞよろしくお願いいたします。

○植田孝二危機管理課長 危機管理課長、植田孝二と申します。よろしくお願いいたします。

○蔵増 彩総務課課長補佐 失礼いたします。総務課課長補佐の蔵増彩と申します。よろしくお
願いいたします。

○宮崎 学行財政改革課課長補佐 失礼いたします。行財政改革課課長補佐の宮崎学と申します。
よろしくお願いいたします。

○入江卓司職員課課長補佐 失礼します。職員課課長補佐、入江卓司と申します。どうぞよろし
くお願
いします。

○霜村俊二検査契約課課長補佐 失礼します。検査契約課課長補佐の霜村と申します。どうぞよ
ろしくお願
いいたします。

○中村和範財産経営課課長補佐 失礼します。財産経営課課長補佐の中村和範と申します。よろ
しくお願
いします。

○有田 博資産活用推進課課長補佐 失礼します。資産活用推進課課長補佐の有田博と申します。
よろしくお願
いします。

○谷本泰志市民税課課長補佐 失礼します。市民税課課長補佐の谷本泰志と申します。どうぞよ
ろしくお願
いします。

○渡邊佳絵固定資産税課課長補佐 失礼します。固定資産税課課長補佐の渡邊と申します。よろ
しくお願
いします。

○太田奈津美人権推進課課長補佐 失礼します。人権推進課課長補佐の太田奈津美と申します。
よろしくお願
いいたします。

○蜂谷知哉男女共同参画課課長補佐 失礼します。男女共同参画課課長補佐の蜂谷知哉と申しま
す。よろしくお願
いいたします。

○太田瑞穂危機管理課課長補佐 失礼します。危機管理課課長補佐の太田瑞穂と申します。よろ
しくお願
いいたします。自己紹介は、以上となります。

◆砂田典男委員長 ありがとうございます。

自己紹介のみで、議案説明、報告のない部署は、御退席ください。

議案第 141 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第141号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分の説明をお願いいたします。河口行財政改革課長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 行財政改革課、河口でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。それでは、議案第141号令和4年度鳥取市一般会計補正予算（第9号）でございます。所管に属する部分の御説明に入らせていただきます。説明に当たりましては、資料1でございます。総務企画委員会の説明資料、A4の横でございますけれども、こちらに沿って、順次御説明をさせていただきたいというふうに思っております。加えまして、既にお配りしております予算書、それから事業別概要、適時、こういったものも御確認いただければというふうに考えております。

なお、説明に当たりましては、まず、歳入につきましてから御説明をさせていただきますが、歳入につきましては、基本的には部局、それから、各常任委員会をまたがる全体に及ぶ国庫支出金、具体的にはコロナの臨時交付金とかでございますが、こういったもの、または補正予算全体に係る一般財源でございますので、繰越金、それから、このたびはございませんが地方交付税、こういったものを中心に御説明をさせていただくということでございます。それ以外の特定財源につきましては、歳出予算の事業に併せまして、御説明をさせていただきたいというふうに思っております。また、このたびの補正予算は、歳出予算につきまして、人件費、それから基金でございますが、こういったものが多くございます。こちらにつきましては、人件費の実績見込み、それから利子の確定、こういったものの補正でございますので、こういったものも少し割愛をさせていただいて、それ以外の主な事業を中心に御説明をさせていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、2ページでございます。歳入のほうから御説明をさせていただきます。真ん中ほどにあります、款国庫支出金、項2国庫補助金、目総務費国庫補助金、総務費補助金でございます。予算書のほうは18ページでございます。こちら、補正額が7,737万8,000円ということでございまして、補正後額が20億3,727万9,000円でございます。こちら、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということでございますので、このたびの補正予算に入っております感染症対応の事業、例えば、感染症対策の職員費、それから、障害者福祉サービスの事業所の支援、ループバスの運行支援、こういったものの4事業につきまして、充当財源として計上をさせていただくものでございます。

続きまして、少し飛んで5ページでございます。5ページの一番上のところでございます。款・項・目、繰越金でございます。予算書のほうは26ページでございます。補正額は8億4,066万5,000円ということでございますので、こちらは、このたびの補正に必要となる一般財源、こちらを全て、この前年度繰越金として計上するものでございます。補正後額は、25億9,625万7,000円ということでございます。なお、9月議会の決算認定において、既にこの剰余金、繰越金については認定をいただいております。額としましては、29億8,266万1,000円でございますので、残りが3億8,640万4,000円でございます。こちらにつきましては、今後の補正、主には2月補正になりますが、その一般財源として計上をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをします。

以上、歳入の説明でございました。

◆砂田典男委員長 塩谷職員課長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 職員課、塩谷です。続きまして、歳出の主なものについて、説明のほうをさせていただきます。次のページの6ページを御覧ください。主には網かけの色のついているところを、担当課のほうから説明をさせていただきます。

6ページ、総務費、総務管理費、一般管理費の職員（一般職）のうち、新型コロナウイルス感染症対応職員費でございます。予算書が28ページ、事業別概要が13ページの下段でございます。こちら、補正額8,219万4,000円の増額の補正をお願いするものでございます。こちらにつきましましては、新型コロナウイルス感染症対応につきましまして、現在、第8波の到来という状況でございます。これらに対応する保健所の職員、それから応援職員の時間外手当等の追加の増額補正をお願いをするものでございます。コロナ対応につきましましては、先が見通せないというような状況ではありますが、今後の陽性者の発生状況等見ながら、また2月の補正時に、再度判断していくということになるかとは思いますが、今回増額の補正をさせていただきたいと思っております。補正額の内容は、時間外勤務手当6,618万7,000円、その他の手当1,366万1,000円、それから、会計年度任用職員の報酬234万6,000円というものでございます。財源は、コロナ克服・新時代開拓臨時交付金を活用するものでございます。

続きまして、その下でございます。同じく、予算書のほう28ページ、事業別概要は14ページの上段でございます。退職手当についてでございます。補正額は1億6,059万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは、早期退職者等12名分の退職手当の追加の増額というものであります。財源のうち、その他の財源は、退職手当に係る水道局、東部広域からの退職手当負担金でございます。以上です。

◆砂田典男委員長 一村総務課長。

○一村泰志次長兼総務課長 総務課、一村でございます。資料は、資料1の6ページの一番下の法令事務費となります。予算書は28ページと29ページ、事業別概要は13ページ上段となります。市が被告となりました民事裁判につきましまして、市が勝訴したため、訴訟代理人に弁護士報酬として、44万円の支払いを行うものでございます。内容は、5件いずれも、同一の原告により提訴されたものでして、職員の窓口対応や事務の方法が違法であるということで、精神的苦痛を被ったとして、これ、案件によって額は異なるんですけど、市に対して、150万円～300万円の慰謝料を請求するといったものでございました。判決は、市に違法な点はないとして、訴えは全て棄却されました。原告が控訴しなかったために、判決が確定したものでございます。

一般的に訴訟費用に関しましては、その都度、補正予算で対応しておりまして、本来であれば、各担当課で、予算のほうを計上することとなりますが、本件は、徴収課、市民総合相談課や保険年金課など、多課にわたってましたので、総務課でまとめて一括で予算計上を行うこととしたものでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 濱岡財産経営課長。

○濱岡直樹財産経営課長 財産経営課、濱岡です。よろしく申し上げます。私のところは、8ページ申し上げます。8ページの上から3段目になります。財産管理費、庁舎管理費の本庁舎光

熱水費になります。予算書のほうは30ページ、事業別概要は14ページの下段となります。よろしくお願いたします。こちらにつきましては、原料価格高騰等に伴いまして不足いたします、本庁舎光熱水費の増額補正を上げさせていただいております。光熱水費のうち、電気代とガス代を増額させていただくものです。電気代につきましては、当初予算で2,816万3,000円、ガスのほうにつきましては350万3,000円、こちらを計上させていただいておりますが、それぞれ不足すると見込まれます983万7,000円、ガスのほうが649万7,000円、合わせまして1,633万4,000円、こちらを増額補正させていただくものでございます。

続きまして、その下段、次の段になります。財産管理費、庁舎管理費の本庁舎電話関係費になります。予算書は同じく30ページ、事業別概要は15ページの上段になります。こちらは、本庁舎で使用しております電話代についての補正になります。1,018万8,000円の予算を組ませていただいておりますけれども、年度末までの決算見込みを精査いたしまして、架電件数の増加や、電話の相手方が携帯電話が増えているというようなことで、電話代が不足するであろうと見込んでおります。その不足額224万3,000円につきまして、補正をさせていただいているものでございます。

続きまして、その下になります。駅南庁舎光熱水費になります。予算書は同じく30ページ、事業別概要は15ページ下段のほうになります。こちらも、本庁舎と同様、原料価格高騰等に伴います光熱水費の増額でございます。同様に、電気代とガス代、こちらについて増額補正をさせていただくものです。電気代につきましては、当初予算で3,029万6,000円、ガス代につきましては533万4,000円、こちらを計上させていただいておりますけれども、これも、それぞれ不足すると見込まれます、電気のほうが1,571万7,000円、ガスのほうが578万3,000円、合わせまして2,150万円を補正させていただくものでございます。

次、2つ飛びまして、人件費補正のほうは省略させていただきます。2つ飛びまして、本庁舎等管理費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）、こちらになります。こちら、予算書のほうは同じく30ページで、事業別概要につきましては16ページ上段になります。こちらは、鳥取市保健所の電話料金につきましての補正になります。年間経費といたしまして1,200万円の予算を今計上させていただいておりますけれども、この夏の第7波の対応につきまして、陽性者の聞き取り等に想定以上の電話代がかかっております。したがって、さらなる増額補正をさせていただくものでございます。新規陽性者が、7月中旬頃より増加してきたんですけども、7月下旬～9月上旬におきましては、保健所のみでの対応ではなく、この本庁舎の7階の全員協議会室や委員会室等を使わせていただきまして、本庁舎の職員での電話対応も行ってまいりました。電話料金が、通常の電話、携帯電話のほうを利用しまして、それで携帯を使いますと、月額で、定額でお支払いができるということで、約3,000円ぐらい、3,000円で電話代を抑えるということができてるんですけども、当初、レンタルで53台を順次導入しておったんですけども、それでも不足すると、職員数に足りないということで、8月下旬頃に35台、レンタルだともう間に合いませんので、購入をさせていただいております。現在におきましては、そのレンタルにつきましては返却しておりますけれども、この35台購入いたしました携帯電話を、保健所のほうで使用いたしまして、電話代の抑制に努めておるところでございます。今後の第8波も

想定いたしまして、不足する電話料金と、この購入いたしました携帯電話料金の額を補正させていただくものです。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらを充当させていただきます。

続きまして、9ページになります。9ページの一番上になります。財産管理費、車両管理費の車両維持管理費になります。予算書のほうは同じく30ページで、事業別概要は16ページの下段になります。こちら、光熱水費同様、原料価格高騰等に伴いまして、公用車の燃料費、こちらが不足するという事態になっております。こちらの燃料費につきまして、27万4,000円増額補正をさせていただきます。会計年度任用職員の人件費の補正が、同じ事業内でマイナスの10万2,000円ございますので、合わせまして17万2,000円の補正になります。単価のほうは10円ほど上がっておりますので、年度末までの必要額を精査いたしまして、こちらの額を補正させていただくものでございます。

続きまして、その下段になります。財産管理費、事務費等の財産管理事務費になります。事業別概要は17ページ上段を御覧、お願いします。こちらは、高濃度のPCB、PCB廃棄物の収集運搬と処分費といたしまして108万4,000円、本事業に伴います会計年度任用職員の人件費補正がマイナスの41万6,000円ございますので、合わせては66万8,000円補正させていただくものです。令和2年に、湯所にあります埋蔵文化財センターとして使用しております旧ロープウエーの施設内に、高濃度のPCBが使用されている器具が、安定器になりますけど、こちらがあることが判明いたしました。その際に、ロープウエーの施設だったということもありまして、改めまして久松山の山頂にあります施設のほうも調査をいたしましたところ、こちらのコンデンサのほうに、高濃度のPCBが使用されていたということが分かりました。建物内の安定器につきましては、国が定めておりました処理期限がございまして、そちらが、令和2年度末ということでしたので、その年度内に速やかに処分を行ったんですけども、山頂の器具につきましては、処理期限が、こちらが平成29年度末になっておりまして、こちらは、市のほうで保管をしております、国の処分の方針を待っておったところなんです。こちらにつきましては、環境省のほうから、豊田市の施設のほうで処分するよという指示がこのたび出ましたので、運搬費22万円、処分費86万4,000円、こちらを計上させていただきます。以上です。

◆砂田典男委員長 植田危機管理課長。

○植田孝二危機管理課長 危機管理課、植田でございます。事業、1つ飛びまして、予算書は32ページ、事業別概要は21ページ上段を御覧いただければと思います。目は諸費に変わります。総合防災対策費の総合防災対策事業費（被災者支援システム更新業務）でございます。補正額は61万6,000円、補正後額1,809万5,000円、補正予算の財源は一般財源でございます。災害発生時には、避難所運営や仮設住宅への入居管理、罹災証明書の発行など、被災者の方に対する様々な支援業務を実施することになります。大規模な災害になればなるほど、こうした支援の対象となる方や、業務の種類及び業務量が多くなりますが、この被災者支援業務を円滑に行うために、本市では、平成24年度に、地方公共団体情報システム機構、J-LISとっておりますが、これが提供する被災者支援システムを導入しております。しかしながら、導入以降、

この被災者支援システムの更新を行っておらず、J-LISが提供しますこの被災者支援システムの最新バージョンでは、最新バージョンは、バージョン9.50でございますが、本市のシステムのバージョンは、導入当時のバージョン5.50のままとなっております。サーバーのOSが導入当初のままであることや、平成25年度以降のバージョンアップによって行われた、マイナーを利用した検索機能などの機能追加を生かすことができていないこと、また、罹災証明書の統一化などに対応していないなどの課題がございます。そうした中、令和3年度決算審査特別委員会の委員長報告におきまして、この被災者支援システムの更新がなされていないことから、十分な被災者支援が行われない場合が想定されるために、早急に、最新のバージョンに更新するなどして、大規模災害に備えるよう御指摘をいただいたところでございます。災害は、いつ発生するか分からないことから、これに、迅速かつ効率的に対応するための被災者支援システムを最新版にするための補正予算をお願いするものでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 吉田税務・債権管理局長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 失礼します。市民税課、吉田でございます。資料のほうは、同じく9ページ、一番下の段でございます。徴税费、税務総務費、固定資産評価審査委員会費でございます。補正予算書のほうは32ページ、33ページ、事業別概要書のほうは18ページの上段となります。本件につきましては、市内のゴルフ場の所有者の方より、固定資産税の評価に関しまして、土地の評価地目に不服があること、また、敷地内にあります建物の価格について、損耗や需給事情による減点補正の適用に不服があるということで、固定資産評価審査委員会へ審査申入れがなされてございました。当委員会におきまして審議されたところ、固定資産の評価については妥当という判断で、申入れを棄却してございましたが、これを不服として、相手方が鳥取地裁に提訴されたというものでございます。

この訴訟への対応に係る弁護士への着手金88万円、また、固定資産評価審査委員会の開催も増やす必要がございますので、その経費4万2,000円、合わせまして92万2,000円を補正計上させていただくものでございます。なお、この弁護士費用につきましては、訴訟対応ということで、どうしても必要がございまして、既存の予算を流用させていただいて対応させていただいてるところでございます。併せて御説明いたします。以上でございます。

◆砂田典男委員長 福井資産活用推進課長。

○福井一郎資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。それでは、予算資料10ページを御覧ください。上から2行目、税務総務費、税務事務費における、ふるさと納税推進事業費でございます。予算書は32ページ、事業別概要は17ページ下段でございます。補正額は1億2,048万8,000円、補正後が3億5,282万5,000円をお願いするものでございます。財源は、その他財源1,566万、この内訳は雑入でございまして、ふるさと納税出店者から頂く手数料でございます。そして、一般財源が1億482万8,000円となります。歳出補正内容でございますが、本年度のふるさと納税の寄附件数及び寄附額が、当初見込みの2万4,000件及び寄附額4億50万円を上回る伸びを示しており、件数としまして3万件、寄附額7億5,000万円を見込んでいるところでございます。これに伴い、寄附金の受領書や返礼品の発送に要する経費、外部ウェブサイトの利用料、手数料、こちらの事務費に不足生じる見込みとなったこと、また、会計

年度任用職員の人件費増額を見込んだ額、1億2,048万8,000円を計上しているものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 池原収納推進課長。

○池原章博収納推進課長 収納推進課の池原でございます。同じく、資料10ページの下段、賦課徴収費、還付金でございます。事業別概要は18ページの下段、補正予算書のほうが34ページ、35ページとなります。こちらは、市税の還付金でございます。当初は8,700万円で計上しておりましたけども、主に、法人市民税でございますが、その他市税、市・県民税等においても、見込み以上に還付が発生したため、715万1,000円を補正予算として計上させていただくものです。この還付金ですけども、令和3年度以前の税額について、減額更正など行われたことにより、既に納付された市税に還付が発生した場合に、一般会計から還付金として支出するものでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 谷口人権政策局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 人権推進課、谷口でございます。説明資料は12ページの上段でございます。予算は、民生費、社会福祉費、人権推進総務費、犯罪被害者支援事業費でございます。予算書は40ページ、41ページ、事業別概要は19ページ上段でございます。市長の提案説明でもありましたが、犯罪被害者等支援条例を提案させていただいております。条例第7条に、市の支援として、犯罪直後の被害者の経済的負担を軽減するため、見舞金の支給を規定しております。関連予算37万3,000円を計上するものでございます。条例に併せて、鳥取市犯罪被害者等見舞金支給要綱を定めまして、遺族見舞金として、お一人30万円の扶助費と、それから、啓発物品として、消耗品費7万3,000円を計上させていただいてるところでございます。要綱には、見舞金として、先ほど申し上げました遺族見舞金、お亡くなりになった場合の遺族見舞金は、お一人30万円でございます。傷害事件の場合は、1か月以上の重傷を負われた場合に、10万円を支給することとしております。財源内訳といたしまして、県補助金に、市町村が支給する見舞金の半額の助成を受けることができるものでございます。このたび30万円の扶助費につきましては、傷害事件となった場合は、この30万円の予算も使わせていただきたいと思っております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 川口中央人権福祉センター所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センターの川口でございます。説明資料、同じく12ページの人権福祉センター管理費についてです。事業別概要は19ページの下段になります。これは、地域の8センター分のコピー機入替えによるコピー代の増加見込み分と、電気代増による見込み分、これに併せまして、3センターの施設修繕に関わる経費として208万6,000円をお願いするものです。内訳としましては、コピー代が27万1,000円、光熱水費が121万7,000円、西人権福祉センターの非常灯・誘導灯の修繕が21万7,000円、国府人権福祉センターの漏水の修繕、これが26万3,000円、人権福祉センター天井の修繕が11万8,000円となります。

続きまして、人権交流プラザ管理運営費についてです。事業別概要は20ページの上段になります。先ほどの人権福祉センター管理費と同様に、人権交流プラザの電気代増の見込み分とい

たしまして、117万9,000円をお願いするものでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 有元公文書管理室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 公文書管理室の有元でございます。よろしくお願いたします。債務負担行為について説明させていただきます。予算書84ページ、事業別概要63ページになります。公文書等配送業務委託事業費1,844万4,000円でございます。平日に行っております本庁舎と駅南庁舎、教育センター、各総合支所間の公文書等の配送業務につきまして、民間の信書便事業者に委託して実施するものでございます。期間は、令和5年度～令和7年度までの3年間でございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 川口中央人権福祉センター所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、川口でございます。債務負担行為の概要についてです。まずは、生活困窮者就労準備支援事業費についてでして、これは、生活困窮者自立支援法に基づき、一般就労が直ちに困難な方の支援を行っているものでございまして、162万1,000円となっております。

併せて、生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業費でして、これも、生活困窮世帯の子供に対する学習支援等を行っての事業でございます。金額が82万2,000円となっております、いずれもこの事業は、生活福祉課の保護世帯の対象者と一体的に実施をしている事業でございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

それでは、議案第141号の説明のみの方は御退席ください。

議案第152号鳥取市犯罪被害者等支援条例の制定について（説明）

◆砂田典男委員長 次に、議案第152号鳥取市犯罪被害者等支援条例の制定についてを御説明してください。谷口人権政策局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 人権推進課、谷口でございます。議案第152号犯罪被害者等支援条例の制定について御説明いたします。付議案は5ページ、総務企画委員会付議案等説明資料は、2ページ～12ページでございます。この条例は、本市が市民に身近な行政機関として犯罪被害者の支援を明示し、被害から早期の回復及び軽減を図ることを目的としております。基本理念、市及び市民の責務など、全11条で構成をしております。条例の一つ一つは、説明資料の5ページ～12ページに逐条解説を掲載しておりますので、後ほどお読み取りいただければと思います。

そうしましたら、付議案資料の4ページを御覧いただきたいと思っております。横長の付議案資料の4ページをお開きくださいませ。はい。鳥取県の犯罪情勢でございます。誰もが犯罪に巻き込まれる被害者となる可能性があります。昨年12月の大阪の北新地の心療クリニックが放火さ

れた事件では、多数の犯人とは関係のない方がお亡くなりになるなど、多数の命が奪われたところでございます。犯罪の少ない本県におきましても、凶悪犯、凶悪犯というのは、殺人・強盗・放火・強制性交等を言うというものでございますが、年に十数件発生しております。令和2年度・3年度は17件と、高止まりをしているところでございます。

2ページにお戻りいただけますでしょうか。市長の提案説明で触れた部分は、少し割愛をさせていただきます。1の背景、目的のところの県内の状況でございます。令和3年度に、鳥取県が市町村を対象に、被害者等見舞金支給額の2分の1を助成する補助金を創設されました。これに呼応いたしまして、鳥取県の東部4町、岩美町・八頭町・若桜町・智頭町を含む8町では、犯罪被害者等支援条例の制定と、犯罪被害者等見舞金制度を導入しております。境港市さんは、10月1日から見舞金制度のみを施行をされているところでございます。

2の犯罪被害者支援の取組についてでございますが、本市では、犯罪被害者及びその家族につきまして、人権施策基本方針の人権課題の1つとして位置づけ、被害者支援の重要性を訴える啓発を行ってまいりました。今年度は、警察との連携を深め、先般10月21日に、鳥取県警本部被害者支援室と、犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書を締結いたしました。警察が、まず被害を認知をいたします。被害者がどんな支援が必要なのか、警察では、支援担当者制度により、担当が相談に応じられます。被害者の同意が得られれば、被害の状況を本市と共有をさせていただきます。被害者が求める必要な市の行政サービスに、着実につなげたいと思っております。また、被害者の早期支援団体である、とっとり被害者支援センターとも連携をいたしまして、被害者の、自分のつらい実情を、窓口の先々で御説明することなく、被害者の負担を軽減しながら、早期に日常生活が回復できるよう、実効性のある取組を進めてまいりたいと思っております。本条例では、そのような市の責務、こちらにつきまして、第4条で定めているところでございます。犯罪被害者が、再び平穏な生活を送ることができるようになるため、警察や支援機関と相互に連携・補完し、見舞金制度など、本市の必要な施策を講じながら、社会全体で支援していく仕組みをつくっていきたくて考えております。

3ページを御覧いただきたいと思えます。犯罪被害者見舞金制度です。先ほど補正予算でも少し御説明いたしましたが、支援条例の第7条に、見舞金の支給を規定をしているところでございます。要綱を定めまして、この要綱の中身でございますが、見舞金の金額につきましては、県内で、既に導入されてるほかの自治体と同額としております。財源には、県の補助が半額あります。適用日につきましては、県内で導入された令和3年度からといたしまして、県内で同一の扱いとしたいと考えております。見舞金の金額につきましては、先ほど御説明申し上げましたが、犯罪により、お亡くなりになった場合は、その遺族に30万円、1か月以上の重傷を負われた場合には、御本人様に10万円を支給することとしております。5番の犯罪被害者等支援の相互連携につきましては、警察のほか、早期支援団体であるとっとり被害者支援センター、弁護士会、法務局など、様々な支援機関がございます。それらの支援機関の制度と、本市の支援につきまして、一覧にしておりますので、お読み取りいただければと思えます。

犯罪被害者団体の当事者の方のお話を伺いますと、市の行政サービスでいえば、お亡くなりになった場合の死亡届をはじめとする様々な手続が一番つらかったということをお伺いしてお

ります。本市では、本庁舎に移転する際に、総合窓口制度を導入しており、可能な限りワンストップサービスで行うこととしております。また、犯罪被害者の心情に配慮した対応を行うということが、何よりも大事でございますので、関係部署の職員を対象に、11月に、県警の被害者支援室の方を講師にお招きいたしまして、被害者の方の実情や警察の支援、それから、被害者へのNGワード、言ってはいけない言葉など、具体的な研修を行ったところです。そのほか条例第5条には、市民の皆様にも犯罪被害者等の支援の必要性について御理解を、理解を深めていただくことや、二次的被害の配慮へのお願いも、御協力をお願いしているところでございます。

条例制定を機に、犯罪被害者の支援の理解を深める啓発に取り組むとともに、様々な支援策を関係機関と執り行っていきたくと思っております。安心して住み続けることができる地域社会をつくってまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のお理解と御支援をいただけるように、よろしくお願いたします。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第153号鳥取市情報公開条例の一部改正について（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、議案第153号鳥取市情報公開条例の一部改正についての説明をお願いいたします。有元公文書管理室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 公文書管理室長の有元でございます。よろしくお願いたします。付議案のほうは9ページ、資料2の13ページ、鳥取市情報公開条例の一部改正についてでございます。

本市の個人情報保護制度は、鳥取市個人情報保護条例に基づき、運用してきましたが、昨年5月に、個人情報の保護に関する法律が改正されまして、令和5年4月1日以降は、法律に基づき、運用することになりました。議案第153号～155号までにつきましては、この法律の改正に伴う関係条例の改正になります。

条例の内容につきましては、7月に、鳥取市情報公開制度等審議会を設置し、市民政策コメントを経て、答申をいただいております。この答申内容を踏まえまして改正を行うものでございます。

それでは、議案153号につきましては、開示請求に係る規定について、法律と条例の整合を図るため、改正を行うものでございます。行政文書の開示請求の制度につきましては、これまで、鳥取市情報公開条例等、鳥取市個人情報保護条例で運用してきておりまして、この2つの条例の条文は、整合が図られていたということでございます。個人情報保護法の改正によりまして、来年の4月1日からは、個人情報保護制度が、国の法律により、運用することになりましたので、国の法律と、鳥取市情報公開条例の開示請求の制度について、整合を図るため、改正を行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、（１）の条例の対象となる実施機関でございますが、法改正に伴いまして、財産区も個人情報保護法の適用対象になりましたので、同法の開示請求の制度についても適用になることから、整合を図るため、情報公開条例のほうにも、実施機関として追加するものでございます。

次に、（２）第7条関係の不開示情報の内容についてでございます。まず、①の不開示情報に加える情報ですが、法律等の規定により従う義務を有する指示により、公にすることができない情報、これは、国からの法定受託事務などの関係における情報でございますけれども、そういった情報や、個人識別符号とって、個人を識別する住民票コードや運転免許証の番号などが含まれる情報については、これまで鳥取市では不開示としていた情報ですが、明文化するために、条文を追加いたします。また、犯罪の鎮圧や、国等が行う事務、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報、国の安全、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ等のある情報など、国の条文に併せて追加を行います。

次に、②の不開示情報から除く情報でございます。個人に関する情報のうち、公務員等の職務に関する情報につきましては、これまでも本市では開示を行っておりましたが、法律の条文と併せて明文化するものでございます。その他、国等との間における協議、協力等に基づいて作成、取得した情報などについて、ほかの条文で、条文で開示・不開示の判断を行うということで、国の条文に併せて、不開示情報から除く改正を行います。

最後に施行日ですが、令和5年4月1日としております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本日の委員会では、説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第154号鳥取市個人情報保護条例の全部改正について（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、議案第154号鳥取市個人情報保護条例の全部改正について御説明をお願いいたします。有元公文書管理室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 公文書管理室、有元でございます。付議案13ページ、資料2、19ページ、個人情報保護条例の全部改正についてでございます。

個人情報の保護に関する法律が改正されまして、令和5年4月1日以降は、この法律に基づく全国共通ルールにより、運用することになります。これに伴いまして、法律の施行に必要な事項について、条例で定めることになりました。

内容についてでございますが、条例の名称につきましては、個人情報保護条例から、鳥取市個人情報の保護に関する法律施行条例に改正いたします。

次に、適用範囲でございますが、議会のほうが、国の法律の適用対象外になりますので、条例の対象からは除外します。一方で、財産区については、法律が適用されることになりましたので、適用の範囲に追加いたします。

次に、（２）の個人情報ファイルの保有等に関する届出についてでございます。市が保有する

個人情報ファイルについて適正に管理を行うため、市の機関等が個人情報ファイルを保有するとき等の市長への届出制度について規定いたします。

次に、（3）開示請求等の手続についてでございますが、開示決定までの期限について、国の法律では30日以内となっておりますが、本市では、現行どおり15日以内と規定します。また、開示する個人情報が著しく大量である場合には、特例措置につきまして、国の法律では60日以内となっておりますが、本市では45日以内とします。併せて、窓口での文書の閲覧・交付に、交付を行う際の本人確認についても規定いたします。

次に、（4）の開示請求における手数料についてでございますが、これについては、現行どおり無料として、写しの作成及び送付に係る費用、コピー代とか郵送料の負担を求めることとしております。

次に、（5）の審議会への諮問ですが、法律で新たに規定されました、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合について、鳥取市情報公開・個人情報保護審査会に諮問できる仕組みを導入いたします。こちらは、併せて、鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例のほうも、改正いたします。

次に、（6）番の運用状況の公表につきましてですが、これまでどおり、開示請求の状況などについて公表を行います。

最後に、（7）の附則ですけれども、施行日は、令和5年4月1日でございます。その他、所要の経過措置を設けるとともに、鳥取市暴力団排除条例について、個人情報保護条例の条文を引用する部分がございますので、併せて改正いたします。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第155号鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について（説明）

◆砂田典男委員長 では、次に、議案第155号鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてを御説明お願いいたします。有元公文書管理室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 公文書管理室、有元でございます。付議案19ページ、資料2のほうは22ページになります。鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてでございます。

こちらは、審査会の所掌事務に関する改正になります。審査会の所掌事務として規定しておりました、個人情報の取得に関する事項、個人情報の目的外利用等に関する事項、電子計算機等の結合に関する事項については、これまで、鳥取市個人情報保護条例で規定がございまして、審査会の意見を聴いた上で、特に必要な場合に、取得や目的外利用等が認められる規定がございました。しかしながら、来年の4月1日に施行される個人情報保護法では、規定がなくなりますので、審査会の所掌事務からは削除いたします。一方で、個人情報保護法では、個人情報の適正な取扱いを確保するために、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合に、

審査会の意見を聴くことができるという規定ができましたので、その事項について、審査会の所掌事務に、新たに追加するものでございます。

施行日は、令和5年4月1日となります。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議案第156号鳥取市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
（説明）

◆砂田典男委員長 次に、議案第156号鳥取市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について。塩谷職員課長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 職員課、塩谷でございます。続きまして、議案第156号鳥取市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についての説明をさせていただきます。付議案は21ページ、資料2のほうは26ページを御覧ください。

まず、制定の目的ですけれども、国家公務員の定年引上げに伴いまして、地方公務員についても同様の措置を行うということで、令和3年度に、地方公務員法が改正がされました。これに伴い、職員の定年引上げ等に関して、関係条例について、所要の整備を行うというものでございます。

その下、改正の内容についてでございます。まず、大きな1番で、地方公務員法の内容として、大きく4点、そちらのほうに記載しております。それから、下のほうの2と、その他ということで、給与に関する措置というものがございます。概要については、次のページの27ページから、説明のほうをさせていただきます。27ページを御覧ください。

まず、1の1、職員の定年についてということでございます。そちらのほうに、表を記載をさせていただきます。定年の年齢を、令和5年4月から、2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年4月に、65歳の完成形とするものでございます。表の中の黄色の四角の部分が、定年の年齢というものになります。今年度、令和4年度までは、60歳が定年ということがありますが、来年度から、段階的に引上げが行われるというものでございます。また、一番下のほうに書いてありますが、定年退職後は、勤務実績等により、暫定再任用職員、現在の再任用制度と同様として、65歳まで勤務することが可能というものでございます。そして、一番下の米印ですが、現在、定年年齢が65歳の病院・診療所・保健所で従事する医師・歯科医師については、令和5年4月以降も、現在と同じく65歳というものでございます。

続きまして、28ページを御覧ください。1の2ということで、管理監督職勤務上限年齢制の導入でございます。こちらは、いわゆる役職定年制と言われているものでございます。制度の概要としましては、管理監督職、管理職手当が支給されている職に就いている職員について、60歳に達した日の翌日から、最初の4月1日までの期間、これ異動期間といたしますが、に管理監督職以外の職へ降任、または降級を伴う転任をさせるものというものでございます。4月1

日の翌日以降は、新たに管理監督職には就けないというものでございます。

その次の特例任用というところでございますが、この特例任用につきましては、その下にあります、以下にありますような高度な知識とか勤務の特殊性、また、交代をすることが、業務遂行上、重大な障害となるなど、公務の運営に著しい支障が生ずるといった場合、引き続き、管理監督職に就かせることができるという規定でございまして、これは、規定は設けますが、現在のところ、本市においては、この特例に該当する職はないというふうに考えております。

続きまして、同じく28ページの下の1の3でございまして、定年前再任用短時間勤務制の導入についてでございます。こちらは、定年引上げにより、65歳まで、フルタイムで勤務することを原則とする中、健康上の不安でありますとか、60歳以降の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳に達し、定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間の勤務の職に再任用することができるという制度でございまして、下のほうに図を示しておりますが、60歳で一度退職をいたしまして、その後、定年前再任用短時間勤務職員として働くというものでございます。この職員は、短時間であるので、職員の定数の中には入らない職員ということになっています。

続きまして、29ページでございまして、2の1、給与に関する措置ということで、職員の給料についてでございます。こちら、当分の間、60歳を超える職員の給料は、60歳前の7割水準に設定するというものでございます。

まず最初に、管理職以外の職員の場合ですが、そこに例示をしておりますが、ここでいくと、退職前の給料が5級の85号給、39万1,000円というものが、60歳の退職を迎えたら、60歳前の7割の水準に設定するというところでございます。なので、4月以降は、7割の27万3,700円ということになります。級・号給の変更はございません。

次に、管理監督職の職員の場合ということで、下のほうに記載をしております。60歳前の給料の7割の水準の設定というのは変わりませんが、算定方法が管理職以外の職員とは違っておりまして、その右のほうにあります、黄色で囲った中ですが、課長級から、役職定年で課長補佐級へ降格し、これが、6級の給料から5級に降級ということになります。この表の中でいきますと、課長というところが40万9,000円というところから、課長補佐の5級の39万3,000円というところに降級になります。その課長補佐の給料の7割というのが、そのBになりますけれども、27万5,100円というのが課長補佐の給料の7割と。これと、元の課長級の給料の7割、Aというのが28万6,300円というのがありますが、このAとBの差額1万1,200円、この1万1,200円と、Bの27万5,100円を足したもので、これが28万6,300円の給料月額になるんですが、これが、結果としては、課長級の給料の7割ということになりますので、計算式は、こうありますけれども、現在の給料の7割というのは保証するということになります。

続きまして、次の30ページのほうになります。2の1、給与に関する措置のところ、職員の退職についてでございます、手当についてでございます。まず、1つ目ですが、60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員の退職手当については、当分の間、定年を理由とした算定を行うものとするということで、定年前の退職ということで、自己都合退職というふうにはしないというところでございます。

次に、退職手当の基本額の計算方法の特例ということで、こちらは、ピーク時特例というものでございます。これは、下のほうに図を示しておりますが、60歳を超えると、給料が7割になるという説明を先ほど申し上げましたが、退職手当の金額は、60歳の減額前と60歳を超えてからの減額後は、別々に計算して合算するというものでございます。ただし、60歳時に、35年以上勤務している者は、支給率が一番高い最高の47.709ということになりますので、そこで退職手当は上限ということになりますので、35年以上を勤めた方というのは、定年まで勤められても退職手当の金額に差はないといえますか、そのままの金額ということになります。

続きまして、一番最後、その他というところで、関係条例の改正・廃止についてでございます。その他、定年前再任用短時間勤務制の創設等により、関係条例の所要の整備を行うとともに、定年前再任用短時間勤務制及び再任用制度（令和5年度以降は暫定再任用制度）を、鳥取市職員の定年等に関する条例に一括して盛り込むこととしておりまして、鳥取市職員の再任用に関する条例は、廃止するというものでございます。議案第156号についての説明は以上です。

◆砂田典男委員長 ありがとうございます。御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第157号鳥取市職員給与条例等の一部改正について（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、議案第157号鳥取市職員給与条例等の一部改正についての御説明をお願いします。塩谷職員課長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 職員課の塩谷です。続きまして、議案第157号鳥取市職員給与条例等の一部改正についての説明をさせていただきます。付議案のほうは57ページ、資料2のほうは31ページでございます。令和4年度の人事院勧告は、月例給・期末勤勉手当について引上げということになりまして、国のほうは、人事院勧告どおり、給与改定を行っております。これに伴いまして、本市においても、人事院勧告を踏まえて、給与改定を実施するというものでございます。

改正する条例は、鳥取市職員給与条例以下、そこに4つの条例がございます。改正の概要は、まず、1つ目が、月例給の引上げというものでございます。こちらのほうは、若年層における一般行政職給料表を、4,000円～200円の引上げ改定を行うというものでございます。また、初任給の大卒の給料を3,000円、初任給高卒の給料を4,000円を引き上げるというものでございます。平均改定率は0.3%でございます。

そして、2つ目ですが、期末勤勉手当の引上げということでございます。まず、(1)ですが、一般職の年間支給率を0.1、一月引き上げ、4.3月を4.4月とします。(2)として、特別職の年間支給率は0.05月引き上げ、3.25月を3.3月とします。それから、(3)一般職のうち、会計年度任用職員は、一般職と同様に0.1月の引上げということで、2.4月を2.5月としております。今年度につきましては、12月の支給率を0.1月、それから、特別職のほうは0.05月引き上げるということで対応したいと思っております。令和5年度以降につきましては、6月と12

月の支給率を平準化するというものでございます。

施行期日のほうは、令和5年1月1日から施行し、適用日は、月例給が令和4年の4月1日に遡って、期末勤勉手当は令和4年の12月1日に遡及して適用したいと考えております。

引上げの差額につきましては、1月の給与支給日に支払うということになります。説明のほうは以上でございます。

◆砂田典男委員長 ありがとうございます。御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、ここで議案説明のみで、報告のない部署は御退席ください。

鳥取市役所旧本庁舎及び第二庁舎解体（地階）工事の進捗状況について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、報告に移りたいと思います。まず最初に、鳥取市役所旧本庁舎及び第二庁舎解体（地階）について、工事の進捗状況について御説明をお願いいたします。濱岡財産経営課長。

○濱岡直樹財産経営課長 財産経営課、濱岡です。資料につきましては、66ページ～68ページ、こちらを御確認ください。市役所の旧本庁舎及び第二庁舎の解体につきまして、進捗状況につきまして報告をさせていただくものでございます。

この旧本庁舎と第二庁舎の解体につきましては、旧本庁舎と第二庁舎、それぞれを別発注といたしまして、また、地上部分と地階部分とを時期を分けまして、合計4本の工事で進めてまいりました。地上部分の解体につきましては、今年の6月に終了いたしまして、現在は地階部分の解体工事を進めておるところでございます。

66ページにつきましては、旧本庁舎の状況でございます。資料の作成の都合上、11月末の状況を載せさせていただいております。こちらにつきましては、工期12月28日までとしておりますけれども、11月末の進捗率につきましては90.2%としております。9月議会の本委員会におきまして、地階部分の解体を行う際に、行う前にですね、周囲に、写真にありますように、矢板を打ち込むんですけれども、地盤が水分のない締まった粘土質になっておりまして、想定していました工法での施工が困難になりまして、工法変更、こちらを行うことによりまして、工期及び契約金額に影響が出る可能性が出てくるかもしれないという説明をさせていただいております。その後、工事全体の精査等を行いまして、結果的には工期・金額、共に変更なく工事を終わらせるということができるとしてございます。工期が12月28日と、年末いっぱいなんですけれども、年末年始の安全面、こちらを考慮いたしまして、工事区間を囲っております仮囲いにつきましては、年末年始は残すということで、市のほうの指示で残すということにさせていただいております。現在につきましては、この写真にありますように、矢板につきましては、既に撤去いたしております。整地等を行っている段階でございます。1月中には完成検査を行い、1月中旬頃には完成検査を行いまして、その後、引渡しを受ける予定としております。

次の67ページお願いします。こちらの旧本庁舎の地階の解体に伴いまして、隣接します鳥取

赤十字病院、こちらのほうに、その影響を与えてしまっておるのではないかなということで、報告をさせていただきます。先ほど、地階の解体を行う際に打ち込みました矢板を、順次抜いていってまいるんですけども、鳥取赤十字病院側の引き抜き作業につきまして、12月10日に開始をいたしまして、13日、こちらで引き抜きを完了いたしました。その13日の夕方に、工事監理を委託しております業者のほうから、日赤の敷地がちょっと沈下しているという連絡が入りまして、夕方でありましたので、次の日の朝に、工事を担当しております建築住宅課、こちら職員が現地確認を行いました。この写真にありますように、②番の写真を見ていただきますと、約数センチ、構造物がちょっと沈んでおるのではないかとということと、③番・④番の写真を見ていただくと、アスファルトがひび割れているということを確認させていただいておるところです。こちらの道路につきましては、鳥取赤十字病院さんの管理用の道路でございまして、患者さんが常時通る部分ではございませんけども、資材や物資等を運搬する道路として、車のほうが毎日通るところでございまして、病院さんのほうに、当面の間、安全管理をしっかりと行っていただくようお願いしております。現在は、市としての対応をどう行っていくかということを検討してまいってるところでございます。

68ページお願いします。こちらは、第二庁舎の状況でございます。10月31日を工期としておったんですけども、ちょっと10月18日に、工期を2か月延長する変更契約を締結させていただいております。こちらの地階の解体工事進めていく中で、湧き水が多く出てまいりまして、設計のまま進めていきますと、周辺地盤の陥没等が発生するおそれが高いというふうに判断をいたしました。それに伴い、工法の変更を行っております。基本的には、地階部分の構造物につきましては取り除くことが大前提なんですけども、安全面を考慮いたしまして、もともとの設計では、地階の側面を残すこととしておりましたけども、それだけではちょっと地盤のほう安定しないんじゃないかということで、底板部分を残すことといたしております。この工法の再検討に、不測の日数を要してしまったために、2か月の工期延長を行っております。本庁舎と同じように、12月末の工期とさせていただきます。こちらは、11月、11月末現在の進捗状況といたしましては、98.8%となっております。現在につきましては、実質的な工事は、もう、ほぼ終了しております。隣地で借地をしておりました民間駐車場につきまして、こちらも原形復旧して、お返しするということになるんですけども、重機等を入れて工事している関係で、想定以上に、ちょっと損傷が大きく、こちらの補償費等の精査を、これから、また行ってまいります。その上で、工事検査を1月中旬に行いまして、引渡しを受ける予定となっております。

両工事の完成後につきましては、本工事による影響で、周辺家屋等に損傷等を与えていないか、工事着工前に調査を行っております41棟の建物につきまして、事後の工損調査を行う予定でございます。以上です。

◆砂田典男委員長 ありがとうございます。御説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等がございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。矢板の引き抜きなんですけど、これは、引き抜いたときに、こういう地盤沈下が起こり得るということは、もともと想定されていて、その対策をしてたけど、

やっぱり沈んでしまったっていうことなんですか。

◆砂田典男委員長 濱岡財産経営課長。

○濱岡直樹財産経営課長 工事につきましては、いろいろなパターンを考えておかなければいけなかったと思うんですけども、ほかの場所も矢板を抜いております。こちらは問題なくできておったんですけども、ここにつきましては、多分影響が出てきたのではないかなということで、少々想定外という認識でございます。抜くときには、少しずつ抜きまして、砂を入れまして、水を入れて締めていくという、少しずつ安全に行っておったんですけども、こちらにつきましては、大変申し訳ないんですけども、起きてしまったということで、これからの対応について、しっかり検討して、対応してまいりますところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 その地盤の状況が軟弱なのか、そうじゃないのかによっても、何か違ってくるっていうようなことがね、インターネットとかでは出てるんですけど、全部が全部、地盤調査をしてるわけではないと思うので、具体的に、どういうことだったかちゅうのは、また、これから、ちゃんと報告していただけるってことでしょうか。

◆砂田典男委員長 濱岡財産経営課長。

○濱岡直樹財産経営課長 財産経営課、濱岡です。こちらの修復につきましては、今々することよりも、また影響があったらいけませんので、地盤が安定するまでは待ちたいと思っております。また、どういった経費で直すかということもございますので、また、予算等を伴う場合につきましても当然ですし、改めて報告なりをさせていただこうかとは考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかにもございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の見直しについて（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の見直しについて、御説明をお願いいたします。谷口人権政策局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 人権推進課、谷口でございます。そうしましたら、資料は69ページをお開きいただけますでしょうか。鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の見直しを行っているものでございます。

背景・目的でございますが、人権施策と概要を示しております。条例改正の部分のみ、抜粋して説明をさせていただきます。本条例につきましては、2011年3月25日に制定しており、4月1日から施行しております。人権が尊重される社会の実現を図ることを目的に、鳥取市人権施策基本方針を策定いたしまして、様々な人権課題につきまして、市民の皆様と協働して取組を進めているところでございます。条例施行から10年以上が経過しておりまして、社会情勢の変化やグローバル化、価値観が多様化する中で、性の多様化、在り方への関心が高まったり、また、新型コロナウイルス感染症に対する偏見など、新たな課題もございました。それから、企業活動におきましては、企業の社会的責任やSDGsの取組など、社会的要請が高まってお

るところでございます。また、人権や労働者施策に関する法改正によりまして、職場のハラスメント防止対策や、仕事と育児の両立など、働きやすい職場づくりが推進されてるところでございます。また、営業活動を行う事業者は、障害者への配慮が必要など、事業活動における人権尊重の取組が一層求められてるところでございます。

それから、今議会で、本市は、犯罪被害者等支援条例を提案させていただいてるところです。このような情勢の中、本年度、鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会におきまして、条例の見直しを御審議いただきましたところ、見直しが妥当であるとの御意見を頂いたところでございます。

2番、見直し内容は、大きく2点でございます。1点目は、市の責務として、第2条第2項に、新たな人権課題として、感染症、犯罪被害者等、これは、犯罪被害者及び家族、または遺族を含みます、それから、性的指向及び性自認を追加したいと考えております。性的指向とは好きになる性、性自認とは心の性、性別に関する自己意識を言います。

2点目といたしましては、事業者の役割といたしまして、新たに条項を追加したいと考えております。事業活動における差別のない人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めること、それから、市と市民と協働して、差別のない人権尊重の社会づくりに努めること、こちらを追加したいと考えております。

3番の今後のスケジュールでございます。来年1月末から2月にかけて、パブリックコメントによる意見募集を実施いたしまして、その意見等も反映しまして、2月の定例市議会で、条例改正案を上程してまいりたいと考えております。また、来年度は、この人権施策基本方針の第3次改定を行いたいと思っております。条例改正も踏まえまして、社会情勢に対応した人権施策を取りまとめたいと考えております。また、この委員会でも御報告をさせていただきたいと思っております。

70 ページに、協議会の委員構成と条例見直しに係る主な意見を取りまとめておりますので、またお読み取りいただければと思います。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。追加をするということで、事業者でしたか、それが追加ということなんですけど、この市民っていう定義ですよ。前段にあった犯罪被害者等っていう、そこは、市民っていうのは一応定義があって、そこに事業者とかも含まれてたんですけど、これは、住民自治基本条例よりも後につくられてるのに、この市民の定義がそうじゃなかったっていうことですか。

◆砂田典男委員長 谷口人権政策局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 定義としては、市民の中に事業者も含めていたのですが、このたび事業者を追加したというのは、事業活動における人権施策の取組ということで、例えば、その事業者が営業活動をした場合のその障害者への配慮でありますとか、職場のハラスメント対策ですとか、市民の一人というよりは、事業活動における人権施策の取組を進めてまいりたいと、そのように考えた次第でございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 はい。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、これで、総務部・危機管理部の説明は終わります。執行部の皆様は御退席ください。ありがとうございました。

令和4年請願第4号消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求める請願（質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、続いて請願審査に入りたいと思います。消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求める請願について、委員の皆様から質疑、御意見はございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 これは、今年の6月定例に、たしか陳情だったかな、請願か陳情で上がったと思うんだけど、これ、ちょっと私もそれ確認してないんだけど、内容は変わってますか。

◆砂田典男委員長 委員の皆様、しばらくお待ちください。上杉委員。

◆上杉栄一委員 これ、今日、それこそ提案されて、今日の審査ということで、さっき私が申し上げたように、6月定例で陳情として出されて、これ、不採択になってると思うんです。その後、その動向がどう変わってるのか、その辺りも踏まえて、それから、6月の陳情の文書も併せて、後半の委員会で審査していただければと思います。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 私も、それでいいと思います。あしたの一般質問で、加嶋議員もされますし、私もやりますので、ぜひ、次回によろしくをお願いします。

◆砂田典男委員長 それでは、本件につきましては、23日に委員会が、もう一度、開催される予定になっていますから、そのときに審議することにしたいと思います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

これで総務部・危機管理部を終わります。それでは、5分休憩したいと思います。

午後4時20分 休憩

午後4時25分 再開

【企画推進部】

◆砂田典男委員長 それでは、会議を再開いたします。続きまして、企画推進部に入ります。

まず、高橋企画推進部長、河井経営統轄監に御挨拶をいただき、執行部の皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。高橋企画推進部長。

○高橋義幸企画推進部長 企画推進部長の高橋でございます。本日は初めての委員会ということでございまして、この後、統轄監はじめ、関係課長、御挨拶させていただきますけれども、企画推進部一同、どうかよろしくお願いたします。

それでは、本日の説明内容について、簡単にお話をさせていただきます。まず、議案でござ

いますけれども、議案第141号令和4年度鳥取市一般会計補正予算でございます。補正予算歳入につきましては、マイナポイント事業費補助金、また、そのほかの雑入の増ということで、総額334万7,000円の増額補正を計上いたしております。また、歳出につきましては、人件費の決算見込み、それから、学習・交流センター施設管理費、有線テレビジョン情報施設管理費、さらに、環境大学の運営費交付金の増でございます。総額1,896万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

また、債務負担行為といたしまして、若者定住促進事業費を限度額971万1,000円、さらに、内部事務システム更新業務費として限度額を4億8,442万3,000円、これは、令和5年度から10年度を期間とする債務負担行為のお願いをいたしておるところでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

では、経営統轄監が御挨拶いたします。

- 河井登志夫企画推進部経営統轄監 失礼いたします。経営統轄監、河井登志夫でございます。どうぞよろしくお願申し上げます。
- 戸田昭弘次長兼政策企画課長 続きまして、失礼いたします。企画推進部次長兼政策企画課長の戸田と申します。どうぞよろしくお願いたします。
- 上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 続きまして、政策企画課内の課内室でございます。地方創生・デジタル化推進室長の上田貴洋でございます。よろしくお願いたします。
- 山根康子郎秘書課長 続きまして、秘書課課長をしております山根康子郎です。よろしくお願いたします。
- 松本 縁秘書課広報室長 続きまして、秘書課広報室室長をしております松本縁です。よろしくお願いたします。
- 福山博俊文化交流課長 失礼します。文化交流課の課長をしております福山です。改めまして、どうぞよろしくお願をいたします。
- 平井圭介国際交流プラザ所長 失礼します。国際交流プラザ所長の平井圭介と申します。よろしくお願いたします。
- 山根寿彦情報政策課長 失礼いたします。情報政策課長をやらせていただいております山根寿彦と申します。どうぞよろしくお願いたします。
- 平田政志政策企画課課長補佐 失礼します。政策企画課課長補佐、平田政志と申します。どうぞよろしくお願いたします。
- 上田芳郎政策企画課地方創生・デジタル化推進室室長補佐 失礼します。地方創生・デジタル化推進室の室長補佐をしております上田芳郎と申します。よろしくお願いたします。
- 中川直人秘書課課長補佐 失礼します。秘書課課長補佐の中川と申します。よろしくお願いたします。
- 田渕 聡情報政策課課長補佐 失礼します。情報政策課課長補佐をしております田渕聡と申します。よろしくお願いたします。
- 松田仁史情報政策課課長補佐 失礼します。情報政策課課長補佐をしております松田仁史と申

します。よろしく申し上げます。以上です。

◆砂田典男委員長 ありがとうございます。

議案第141号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、議案の説明に入させていただきます。議案第141号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分の説明をお願いいたします。上田地方創生・デジタル化推進室長。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 失礼します。デジタル化推進室、上田でございます。資料は、お配りしております資料1番、令和4年12月定例市議会総務企画委員会補正予算説明資料、企画推進部、こちらを御覧いただきたいと思っております。お開きいただきまして、2ページを御覧いただきたいと思っております。1枚めくって2ページ、歳入でございます。予算書につきましては、予算書の22ページ～23ページ、こちらが該当する予算書のページとなっております。戻っていただきまして、資料1に沿って説明させていただきます。左上、歳入の項目を御覧ください。

県支出金、県補助金、総務費県補助金、総務費補助金、マイナポイント事業費補助金で、歳入75万5,000円の増額をお願いするものでございます。内容は、先ほどもございましたが、国のマイナポイント事業、こちらに要する経費の増額に伴う補助金の増額でございます。詳細は歳出で説明させていただきます。

◆砂田典男委員長 松本広報室長。

○松本 縁秘書課広報室長 広報室、松本です。続きまして、21諸収入についてです。04の雑入の1行目です。これは、補正額10万円です。これは、令和3年度のシティプロモーションで実施した鳥取市ワーケーションキャンペーンのPRポスターが、JR東日本企画主催の交通広告グランプリ2022の駅メディア部門優秀作品賞を受賞しましたので、その副賞金となります。この事業につきまして、受賞ポスターや掲出の様子などを、この同じ資料の5ページ～6ページにつけておりますので御覧ください。まず、5ページを御覧ください。

この令和3年度のプロモーションは、鳥取市ワーケーションをテーマに実施しました。受賞したポスターにつきましては、1の受賞ポスターのところに記載してあるとおり、本市ならではの魅力的な働き方を提案する内容となっております。砂丘、仁風閣、栄町にあるMARCHING. bldg、吉岡温泉などで撮影したものになります。掲出した場所は、東京駅内パノラマ東京の中の、丸の内地下中央改札ほか10枚、掲出してあります。

この交通グランプリにつきましては、2のところを御覧ください。株式会社ジェイアール東日本企画の駅や車両に掲出されたものが対象となっております。令和3年度は、応募総数が1,554点ありました。本市は、優秀作品賞の30点の中の1つに選ばれたものです。実際の掲出の様子は、6ページの写真がございましたので、御確認ください。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 山根情報政策課長。

○山根寿彦情報政策課長 情報政策課、山根でございます。同じく、雑入のその他雑入でございます。県道改良工事等に伴うCATV線移設補填金といたしまして、249万2,000円を計上す

るものでございます。これは、この後、歳出でも出てまいります、県が行います県道改良工事に伴いまして、本市が所有するケーブルテレビの線の移設を行う必要が出たものの工事3件分の財源といたしまして、県から補填金を頂くものとなります。

歳入の説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 松本広報室長。

○松本 縁秘書課広報室長 広報室、松本です。続いて、歳出になります。資料の3ページを御覧ください。資料3ページの上段です。総務費、総務管理費、文書広報費につきまして、順に説明させていただきます。

まず初めに、01の広報紙発刊配布費でございます。これは、補正額52万9,000円の増です。これは、市政、市報製作に係る会計任用職員の時間外手当と共済費が増額になったものです。

続いて、その下の02市政広報費です。これは、先ほど歳入のところで御説明いたしました、副賞金10万円の収入に伴う財源更正となります。

続きまして、03広報事務費です。これは、補正額10万6,000円の減です。これは、市政記者室事務の会計任用職員の共済費が減になったことによるものです。以上です。

◆砂田典男委員長 上田地方創生・デジタル化推進室長。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 続きまして、その下になります、07番社会保障税番号制度運営費でございます。予算書は、歳出になりますが、28ページ、29ページが該当する予算書ページとなります。内容につきましては、マイナポイント事業で、市役所本庁舎のマイナポイントの申込窓口の会計年度任用職員の人件費でございます。人事院勧告等も踏まえまして、報酬や共済費等の実績見込みによりまして、75万5,000円の増額をお願いするものでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 福山文化交流課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。その下になります。企画費の中の国際交流促進費の中の（国際交流員配置事業費）であります。補正額は17万8,000円の増です。これは、本市の国際交流や国際理解の推進のために、国際交流員3名を配置しております。具体的には、ドイツ語・英語圏担当、それから中国担当、それから韓国担当、この3名になります。これらの国際交流員さんは、地区公民館などからの依頼に基づきまして、休日に市民向けの国際理解講座等開催をしておりますが、これに対応するために伴います時間外勤務手当の増によるものであります。

続きまして、その下です。同じく、企画費の中の国際交流プラザ運営費の中の（国際交流プラザ管理運営費）であります。補正額は7万8,000円の減です。これは、同じく国際交流や国際理解の推進の拠点として、湖山西小学校隣に、平成9年から、複合施設学習・交流センター鳥取内において、国際交流プラザを設置をしております。ここに、所長のほか、中国担当及び英語担当スタッフ計2名、会計年度職員であります、を配置をしております。このたびの補正は、このスタッフ人件費等の精査による見込額の減によるものであります。

続きまして、資料の4ページに移ります。同じく企画費の中の13学習・交流センター施設管理費の中の（学習・交流センター施設管理費）であります。補正額は163万3,000円の増です。

これは、先ほど申しました複合施設学習・交流センター鳥取、この中に国際交流プラザ、それから湖山西地区公民館、それから鳥取こやま地域包括支援センター、そして放課後児童クラブが入居をしております。全体の維持管理は、国際交流プラザにおいて担当をしております。今回の補正については、まず、昨今の電気代及びガス代の高騰に伴います施設全体の光熱水費見込額の増によりものであります。そして、もう一つ、本年9月に発生をしまして、施設全体に水道水を供給するポンプの故障に伴いまして、設備を更新することによるものであります。なお、本件については、水の供給が完全に停止することで、施設利用に支障を来すおそれがあったため、緊急的に既決予算を流用して対応をしておりますものでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 山根情報政策課長。

○山根寿彦情報政策課長 情報政策課、山根でございます。企画費、続きまして、細目24有線テレビジョン放送施設管理費でございます。事業別概要は23ページの上段になります。有線テレビジョン放送施設管理費といたしまして、733万5,000円の増額を計上させていただいております。これは、本市が所有する有線テレビジョン放送施設、いわゆるケーブルテレビの施設の適正な運営と維持管理のために係る経費を計上する予算になりますが、このたびの補正案件、2件につきましては、まず1つは、国府サブセンターとか、伝送路の電気代をお支払いをしているんですけども、こちらが燃料費の高騰に伴いまして、電気代が増加することによりまして、補正させていただくものとなりまして、484万3,000円の増額、それと、もう一点は、先ほど歳入でも触れました、県道改良工事などに伴うケーブルテレビの移設工事の費用が3件で、249万2,000円を増額補正をさせていただくものになります。以上です。

◆砂田典男委員長 戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 政策企画課、戸田です。続きまして、その下となります。公立大学法人運営事業費でございます。予算書は31ページ、事業別概要は22ページとなります。補正要求額は573万9,000円をお願いするものでございまして、補正後の額は5億3,941万3,000円となります。事業の内容につきましては、鳥取環境大学運営費交付金の増額に伴うものです。これは、環境大学の学生におきまして、高等教育の修学支援新制度、これは、住民税の非課税世帯、または、これに準ずる世帯の学生が対象の支援制度となりますが、その対象となる学生が増加したことによりまして、入学金を含む授業料の無償化、または減免額が増加する見込みとなったことによるものです。ちなみに、対象者数でございますが、当初は308人と見込んでおりましたが、補正後は358人、プラスの50人の増加を見込んでおるところでございます。このたび必要となります事業費は、1,147万8,000円でございますけれども、設置者の鳥取県と鳥取市で2分の1ずつを負担とすることとなりますので、573万9,000円を計上するものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 山根情報政策課長。

○山根寿彦情報政策課長 情報政策課、山根でございます。続きまして、目12電算処理費の職員費でございます。293万5,000円の増額を計上させていただいております。これは、情報政策課の職員が、昨年度1名欠員となっておりますけれども、本人度、新たに再任用職員1名の配属がなされましたことから、その職員分の費用を追加計上させていただくものでございます。

以上です。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 文化交流課、福山です。続きまして、教育費の中の社会教育総務費の中の事務局費の中の（文化交流課事務費）であります。補正額は4万4,000円の増です。これは、文化交流課内に、事務補助として配置しております会計年度任用職員の人件費等の精査によるものです。以上です。

◆砂田典男委員長 松本広報室長。

○松本 縁秘書課広報室長 広報室、松本です。先ほど、私が説明しました資料に誤りがありますので、訂正させていただきたいと思います。資料の3ページになります。02 総務費、01 総務管理費、03 文書広報費、02 の市政広報費です。先ほど10万円の副賞金の歳入で、財源更正と言ったところ、資料のほう、1万円になっておりますので、申し訳ございません、これは10万円に訂正をさせていただきたいと思います。それに伴いまして、合計額等が変わってきますので、まず、合計額、企画費のその他の合計のところ。それについては、もう一度計算をさせていただいて報告させていただきます。大変申し訳ございませんでした。以上です。

◆砂田典男委員長 戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 政策企画課、戸田です。続きまして、債務負担行為の概要の説明をさせていただきたいと思います。説明は、事業別概要にて行わせていただきます。66ページとなります。

事業名は、若者定住促進事業費で、いわゆる婚活事業の委託経費でございますが、限度額は971万1,000円、期間は令和5年度、財源は国の交付金が2分の1となっております。971万1,000円の内訳は、運営委託費776万1,000円、及び成婚報告数など、実績に応じたインセンティブ費195万円となっております。

初めに、事業の目的ですが、結婚希望の若者へ出会いの場を提供することで、結婚による若者定住を促進し、麒麟のまち圏域の人口増加を図ろうとするものでございます。事業の内容ですが、麒麟のまち婚活サポートセンターを運営いたしまして、様々な婚活イベントを通年で企画・開催し、出会いの機会を創出いたします。また、婚活コーディネーターを配置いたしまして、メール、SNS等での相談対応や、成立したカップルに対するフォローアップなどを行います。これまでの取組ですが、同サポートセンターは、平成26年度より運営いたしまして、29年度から、公募型プロポーザルで事業者選定し、委託実施しております。麒麟のまち圏域を中心に会員を募り、圏域全体で連携した婚活支援に取り組んでおるところでございます。現委託事業者及び令和2年度からの事業費は、記載のとおりでございます。成婚報告数は、令和2年度から本年9月末までに18組となっております。

最後に、今後の取組でございます。本件、債務負担行為を議決いただいた後には、翌年度の業者選定のための公募型プロポーザルを実施し、業者選定を行いまして、令和5年4月からの切れ目ない婚活支援事業を施行しようとするものでございます。説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 山根情報政策課長。

○山根寿彦情報政策課長 情報政策課、山根でございます。続きまして、債務負担行為の説明で、

事業別概要の67ページで御説明のほうをさせていただきたいと思いますので、そちらを御覧くださいませ。

こちらは、内部事務システム更新事業費といたしまして、令和5年度～令和10年度の期間に、4億8,442万3,000円を限度に、債務負担行為を新たに設定させていただくものとなります。この内部事務システムは、本市の財務会計や文書管理、それと、職員の勤怠等を管理する庶務事務システム、それと、電子決裁などを支える基盤を構築しているものとなります。

本事業の目的といたしましては、平成22年に構築以降、利用してきましたこのシステムが、令和5年度に利用期限を迎えるということになりまして、このたび新たなシステムへ更新することとしているものでございます。事業の内容といたしましては、行政DXに向け、人事給与システムの統合や、電子決裁機能の拡充を図ることといたしまして、構築費用として3億1,231万7,000円、それと、5年分の保守費用といたしまして、1億7,210万6,000円を見込むものでございます。

今後の取組といたしましては、本システムは、令和5年10月から、一部予算編成などから稼働を開始していきたいというふうに考えておりまして、令和6年度からは、全面的な稼働開始を目指しているところでございます。次年度早々から、システム構築に着手させていただくには、今年度から調達事務に着手させていただく必要がございまして、補正予算において、新たに債務負担を設定させていただいたものでございます。説明は以上です。

以上で、令和4年度12月補正予算、所管に属する部分の説明を終わらせていただきます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、これで企画推進部を終わります。執行部の皆様は御退出ください。ありがとうございました。

【市民生活部】

◆砂田典男委員長 それでは、続きまして、市民生活部に入ります。

まず、鹿田市民生活部長、国森環境局長に御挨拶をいただき、執行部の皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。鹿田市民生活部長。

○鹿田哲生市民生活部長 市民生活部長の鹿田哲生でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。委員長から御挨拶と、あと自己紹介ということでお話ございました。初めに自己紹介をさせていただいて、その後、御挨拶をさせていただきたいと思います。

本日、改選後の初めての委員会ということで、市民生活部と環境局、合わせて6つの課と総合支所から、支所長、副支所長参っておりますので、順次御挨拶を申し上げます。

それでは、環境局長より御挨拶申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○国森加津恵環境局長兼生活環境課長 失礼いたします。環境局長の国森でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。環境局は、生活環境課と廃棄物対策課、2課で業務を行っており

ます。生活環境課長を兼務しております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

- 漆原利明次長兼地域振興課長 地域振興課の漆原と申します。よろしくお願いいたします。
- 大島義典次長兼市民総合相談課長 市民総合相談課課長の大島と申します。よろしくお願いいたします。
- 上田光徳廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の上田光徳と申します。よろしくお願いいたします。
- 北村貴子協働推進課長 失礼いたします。協働推進課課長の北村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 西垣隆司市民課長 失礼します。市民課で課長をしております西垣隆司と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 金谷幸一市民総合相談課課長補佐 失礼いたします。市民総合相談課、金谷です。よろしくお願いいたします。
- 西澤直也廃棄物対策課課長補佐 廃棄物対策課課長補佐をしております西澤と申します。よろしくお願いいたします。
- 古網竜也生活環境課課長補佐 失礼します。生活環境課課長補佐兼環境政策係長をしております古網と申します。よろしくお願いいたします。
- 山名常裕地域振興課課長補佐 地域振興課課長補佐の山名と申します。よろしくお願いいたします。
- 山根優子協働推進課参事 失礼します。協働推進課参事です、山根と申します。よろしくお願いいたします。
- 宮谷卓志協働推進課課長補佐 失礼します。協働推進課課長補佐の宮谷卓志です。よろしくお願いいたします。
- 岡本幸子鹿野町総合支所長 失礼します。鹿野町総合支所支所長をしております岡本幸子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 片山 学用瀬町総合支所長 失礼いたします。用瀬町総合支所支所長をしております片山と申します。よろしくお願いいたします。
- 九鬼栄一河原町総合支所長 失礼いたします。河原町総合支所長をしております九鬼栄一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 平戸伊寿美福部町総合支所長 失礼します。福部町総合支所長の平戸伊寿美といいます。よろしくお願いいたします。
- 中島 泉市民課課長補佐 失礼します。市民課で課長補佐をしております中島泉といいます。よろしくお願いいたします。
- 湯谷一也国府町総合支所長 失礼いたします。国府町総合支所長の湯谷でございます。よろしくお願いいたします。
- 森 昌彦福部町総合支所副支所長 失礼します。福部町総合支所副支所長の森です。よろしくお願いいたします。
- 武田恵子河原町総合支所副支所長 失礼いたします。河原町総合支所副支所長、武田恵子と申します。よろしくお願いいたします。

- 岡本秀一用瀬町総合支所副支所長 用瀬町総合支所副支所長の岡本秀一と申します。よろしく
お願いします。
- 小林克己鹿野町総合支所副支所長 鹿野町総合支所副支所長の小林克己と申します。よろしく
お願いします。
- 田中隆志青谷町総合支所支所長 青谷町総合支所支所長、田中と申します。よろしく
お願いします。
- 安達典子青谷町総合支所副支所長 失礼いたします。同じく、青谷町総合支所副支所長の安達
典子でございます。よろしくお願ひいたします。
- 久野明男気高町総合支所副支所長 失礼いたします。気高町総合支所副支所長の久野明男と申
します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 中原 登気高町総合支所支所長 失礼します。気高町総合支所支所長の中原登と申します。よろし
くお願ひいたします。
- 下石直生佐治町総合支所副支所長 失礼します。佐治町総合支所副支所長の下石直生と申しま
す。よろしくお願ひいたします。
- 下田俊介佐治町総合支所支所長 失礼します。佐治町総合支所支所長の下田俊介と申します。よろ
しくお願ひいたします。
- 川口泰弘国府町総合支所副支所長 失礼します。国府町総合支所副支所長の川口と申します。
よろしくお願ひいたします。
- 鹿田哲生市民生活部長 それでは、引き続きまして、本日の委員会の議案の説明など、概要を
申し上げたいと思います。本日は、議案第141号令和4年度鳥取市一般会計補正予算でござい
ます。通常12月議会ですと、人件費、これの決算見込みに併せての予算をお願いするところ
でございますが、それに併せまして、昨今の燃油高騰、これに伴いまして、施設のそういった経
費が、かなり上昇しているといったようなことがございまして、このたびの補正予算でもお願
いしたいというところが主な内容でございまして、総額が2,907万9,000円といったようなこ
とで、補正予算をお願いするところでございます。また、議案第143号の墓苑事業費特別会計、
さらに議案第148号の電気事業費特別会計、この2つの特別会計も、併せて光熱水費の増とい
うことでもございまして、これも、2つの特別会計とも、補正予算をお願いするものでございま
して、このたびは3つの議案について、御説明を申し上げたいと思っております。
- また、御説明申し上げました後で、報告ということで、5つほど項目を予定させていただ
いておりますので、お時間頂戴いたしまして、御説明さしあげたいと思います。御意見賜りませ
うよう、よろしくお願ひいたします。
- あとは、それぞれの各担当参っておりますので、順次御説明さしあげます。どうぞよろしく
お願ひいたします。

議案第141号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

- ◆砂田典男委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案141号令和4年度鳥取市一般会計補
正予算のうち、所管に属する部分の御説明をお願いいたします。大島課長。
- 大島義典次長兼市民総合相談課長 市民総合相談課の大島でございます。それでは、一般会計

補正予算につきまして、お配りしております資料1となります、補正予算説明資料に沿って御説明いたします。それでは、3ページをお開きください。

一番上の総務費、総務管理費の一般管理費、08市民相談費です。5万7,000円の人件費の補正でございます。人件費の補正につきましては、決算見込みによる補正ですので、以下、人件費補正の説明は割愛させていただきます。

◆砂田典男委員長 湯谷国府町総合支所長。

○湯谷一也国府町総合支所長 国府町総合支所、湯谷でございます。同じく委員会資料1の3ページ、1段飛ばしていただきまして、上から3段目を御覧いただきたいと思います。目財産管理費、細目庁舎管理費のうち、（国府町総合支所管理費）でございます。予算書は31ページ、事業別概要書は57ページの上段となります。このたびの補正は、ウクライナ情勢によりまして、発電原料でございます石炭、あるいは液化天然ガスの輸入価格が高騰いたしました結果、燃料費調整単価が電力会社によって引き上げられた影響で、光熱水費、全て電気代でございますが、132万4,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、同じ3ページに用瀬・気高・鹿野・青谷の各総合支所が、同じように計上しております光熱水費の増額につきましても、同様の理由によるものでございますので、個別の説明は省略させていただきます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 北村協働推進課長。

○北村貴子協働推進課長 協働推進課、北村でございます。資料1、4ページ中段を御覧ください。09交通対策費、02交通安全対策費の事業名（交通安全対策費）について御説明いたします。事業別概要書は24ページ上段でございます。補正額277万5,000円で、財源は一般財源でございます。これは、交通安全指導員に貸与する制服などを購入する費用と、協働推進課に配置しております、交通安全教育指導員事務を担当する会計年度任用職員の人件費の増額でございます。

補正額のうち255万2,000円が、指導員の制服などの購入費用となります。この費用について御説明いたします。指導員は、昭和43年から配置しておりまして、現在、全市で98人の方を委嘱しており、通学路での立哨活動ですとか、地域の交通安全指導など、日々活動していただいております。次の指導員の任期が、令和5年4月1日～令和7年3月末までの2年間となります。新たに指導員となる方、20人分を見込んでおります。準備する物品といたしましては、指導員の制服、上着ですとかズボン・シャツ・ネクタイ・帽子・手袋・靴等の、などでございます。制服の製作に約1か月を要するために、4月の立哨活動に支障を来さないように、事前に準備するものでございます。説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田光徳廃棄物対策課長 廃棄物対策課、上田です。はぐっていただきまして、6ページの中ほどでございます。清掃費、清掃総務費、05のごみの減量化及び再資源化対策費でございます。8万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきまして、内容のところに記載をしております。（ごみ減量化推進事業費）の中の家庭用の生ごみ堆肥化容器等の購入費用に対する補助金の増でございます。この家庭用生ごみの堆肥化容器の補助事業でございますが、電気

を使わない生ごみ堆肥化容器及びその容器の中に入れる基材、これらの購入に対しまして、補助金を交付しているものでございます。令和4年度当初予算で12万円、この補助事業として、12万円を予算化をしておりましたが、本年度11月末現在で、ほぼ、この12万円の予算を使い切る、迫ってくるという状況になってまいりました。交付金の要綱の中では、予算の範囲内ということでは定めているところでございますが、市民の皆さんから、かなり要望も多いということで、このたび補正予算を8万円ということで、増額補正をお願いをさせていただいて、市民の皆さんに交付していきたいと考えるものでございます。財源につきましては、家庭系ごみ処理手数料、これは、いわゆる、ごみ袋の販売収益でございます。そちらのほうから8万円ということで予定をしております。

続きまして、その下でございますが、ごみ収集委託費でございます。ここにつきましては、先ほど説明をさせていただきました、ごみ減量化推進事業、こちらのほうに対する財源として8万円増額させていただきましたので、逆に、このごみ収益、ごみの収集委託料、こちらのほうにも、家庭系ごみ処理手数料を財源としておりますので、8万円を減額させていただいて、一般財源のほうに8万円ということで、増額ということで、財源更正をするものでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 岡本支所長。

○岡本幸子鹿野町総合支所長 鹿野町総合支所、岡本でございます。資料は7ページ最上段、土木費、都市計画費、公園管理費、公園管理費、（鹿野城跡公園管理費）でございます。事業別概要は59ページ上段、補正予算書は65ページで、79万8,000円増額補正をお願いしております。これは、鳥取市指定史跡でありまして、桜の時期には多くの花見客が訪れます鹿野城跡公園なんですけれども、公園設備の安全確認をしましたところ、常夜灯の根元が腐食している常夜灯があることが判明いたしました。倒壊するおそれがあることがありまして、これの修繕をお願いしたいことと、お堀端の防護柵、こちらのほうも、根元の継ぎ目に腐食が見つかりまして、観光客が転落する危険性があると判明いたしましたので、市民の皆さん、そして観光客の安全のために、花見客が増える前に、常夜灯の柱の取替え19万8,000円と、あと、二の丸の防護柵約11メートルの修繕に係る経費、約60万円をお願いしたいと考えております。よろしく願いいたします。

一般会計の説明は、以上で終わりたいと思います。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第143号令和4年度鳥取市墓苑事業費特別会計補正予算（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、議案第143号令和4年度鳥取市墓苑事業費特別会計補正予算を御説明お願いいたします。国森環境局長。

○国森加津恵環境局長兼生活環境課長 そうしましたら、墓苑事業費特別会計12月補正予算につ

きまして説明させていただきます。環境局、国森でございます。説明資料のほうは8ページでございます。予算書119ページ、事業別概要書は77ページとなっております。

歳出でございます。1款の墓苑費で墓地管理費でございます。11万円の増額補正をお願いいたしております。財源としましては、その他財源で、その他墓地等使用料を充てさせていただいております。内容としましては、市内10か所の市営墓地があります。そのうちのいなば墓苑と、あと第二いなば墓苑、末恒墓苑等の5か所の電灯などで使用しております電力使用料につきまして、昨今の電気代高騰によりまして、光熱水費の増額を見込んでいるものでございます。はい。

その下です。積立金、3款積立金でございます。こちらのほうは、11万円の減額補正とさせていただいております。財源はその他財源、先ほどと同じでございます。内容としましては、先ほどの光熱水費の増額分に対しまして、今年度、基金に積み立てる予定としておりました余剰金を減額して充てるものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議案第148号令和4年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、議案第148号令和4年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算の御説明をお願いいたします。国森環境局長。

○国森加津恵環境局長兼生活環境課長 環境局、国森でございます。続きまして、電気事業費特別会計12月補正予算について説明させていただきます。

歳出でございます。資料のほう9ページでございます。予算書のほう187ページ、事業別概要書82ページとなっております。1款の総務費、総務管理費、維持管理費、維持管理費でございます。15万2,000円の増額補正をお願いさせていただいております。こちらの財源も、その他財源でございまして、売電収入を充てさせていただいております。内容としましては、パワーコンディショナーなど、機器の運転に係る電力の使用料につきまして、昨今の、先ほどと同じ理由でございまして、電気代高騰によりまして、光熱水費の増額を見込んでいるものでございます。

下の段です。5款の積立金でございます。こちらのほうは、15万2,000円の減額補正とさせていただいております。こちらも、先ほど、墓苑のほうの理由と同じでございます。増額分を、今年度基金に積み立てる予定としておりました余剰金のほうを、減額して充てるものでございます。はい。以上で説明のほう、終わらせていただきます。

◆砂田典男委員長 ありがとうございます。御報告をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

先ほど失礼いたしまして、自己紹介のみの方と議案説明のみの方で、報告のない部署は御退

席をいただいて結構です。ありがとうございます。

鳥取湖山北・宝木郵便局で取扱う証明書交付事務の終了について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、報告に入ります。まず、鳥取湖山北・宝木郵便局で取り扱う証明書交付事務の終了についてです。それでは執行部、御説明をお願いいたします。西垣課長。

○西垣隆司市民課長 市民課、西垣です。それでは、報告1であります、鳥取湖山北・宝木郵便局で取扱う証明書交付事務の終了について御説明いたします。資料は、2ページ目と3ページ目になります。別紙とあります3ページ目は、9月16日の総務企画委員会における報告資料でございます。初め、3ページ目の資料にて、改めて概要を説明させていただきます。

現在、この2つの郵便局では、住民票の写しなど4種類の証明書の交付を取り扱っています。これは、郵便局と本庁を専用回線で結び、事務処理を行っていますが、この専用回線はISDN回線で、令和6年1月末で、NTTがサービスを終了するため、その後は使用できなくなります。マイナンバー連携により、申請時における添付書類の省略化や、マイナンバーカードの普及に伴い、コンビニでの証明書発行件数も増加傾向にあることから、両郵便局での証明書交付については、令和5年12月末での終了に向けて、事務を進めているところでございます。

鳥取湖山北郵便局は平成14年4月から、宝木郵便局は平成18年11月から、証明書交付を開始していますが、郵便局に証明書交付事務を取り扱わせようとするときは、地方公共団体の議会の議決が必要であると法律に規定があることから、鳥取湖山北郵便局の場合は平成14年3月定例市議会で、宝木郵便局の場合は平成18年9月定例市議会で議決をいただいております。

それでは、2ページ目に戻りまして、今後の事業の終了に向けたスケジュールについて御説明いたします。証明書の交付事務という本市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことにつきましては、開始する場合と同様、終了する場合も、法律の規定により、地方公共団体の議会の議決が必要であります。そのため、令和5年2月定例市議会に、令和5年12月末をもって、両郵便局における証明書交付事務の取扱いに伴う指定解除の議案を提案させていただき予定でございます。併せて、金額を概算で示しておりますけれども、両郵便局の機器撤去などの原状回復経費を、令和5年度当初予算に計上させていただき予定としております。

前回の委員会では、湖山北郵便局は学生が結構利用していることから、学生の方が困らないよう十分周知をしてほしいという御意見を頂戴いたしました。両郵便局を御利用されてる方への周知については、大切なことと考えておりますので、郵便局側にも御協力をいただき、ポスターやチラシを掲示していただくなど、2月定例市議会で議決をいただきましたら、現在御利用いただいている方へ十分配慮して、周知に努めてまいる考えでございます。説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。ありませんか。

環境審議会答申について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、環境審議会答申について、執行部、御説明をお願いいたし

ます。上田課長。

○上田光徳廃棄物対策課長 それでは報告の2つ目としまして、同じく、資料2の4ページからでございます。令和4年度鳥取市環境審議会の答申についてということで報告をさせていただきます。

本市の一般廃棄物の処理手数料につきましては、3年ごとに見直しを行うこととしておりまして、鳥取市の環境審議会に諮問し、審議いただいているというのが、これまでの状況でございます。現在の処理手数料につきましては、令和5年3月31日までを期限としているため、来年度、令和5年度以降の手数料の見直しについて、今年度の環境審議会に、令和4年8月29日付で審議会のほうに諮問をさせていただき、議論をしていただきました、御審議いただきました。

審議の結果、本年、同年の12月7日に答申がありましたので、報告するものでございます。

答申書につきましては、6ページ目からつけております。少し字が小さいですが、つけております。

答申の概要でございますが、一般廃棄物の処理手数料の見直しについてということで、①～⑤まで、それぞれ諮問をさせていただいたところでございます。①は、可燃ごみ・プラスチックごみの処理手数料でございます。いわゆる各家庭から排出されるごみの可燃ごみとプラスチックごみのごみ袋の料金ということになります。②が、可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）、これは、ステーションで収集するんじゃなくて、それぞれが、自らが鳥取市の焼却場に直接可燃ごみを搬入する場合に徴収をする手数料でございます。③つ目、大型ごみ処理手数料でございますが、これは、大型ごみ、ステーションに出せない大型のごみでございますが、これを、鳥取市の大型ごみの受付センターを通して、収集運搬等の依頼を受けたときに発生をする収集運搬等処理に係る手数料でございます。④の特定家庭用機器廃棄物処理手数料（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機等）でございますが、これは、特定家庭用機器再商品化法という法律に基づきまして、先ほど申し上げましたテレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機、この4つの品物につきましては、処理をするときに、リサイクル手数料というものがかかってまいります。そのリサイクル手数料につきましては、それぞれメーカーのほうで定めているわけでございますが、各家庭から収集運搬、収集運搬をする手数料として、この④番目の特定家庭用品の家庭用機器廃棄物処理手数料ということで、手数料を定めているものでございます。⑤動物の死体処理手数料、これは、神谷の焼却場のほうで、動物の死体の焼却を受ける場合に定めている手数料でございます。これら、5つの手数料の見直しについて諮問をさせていただき、答申をいただきました。

答申の内容でございますが、①・④、ごみ袋の料金及び特定家庭用機器廃棄物処理手数料、これについては、現行の価格を据え置くというものでございます。②の可燃ごみの処理手数料（自ら搬入する場合）、動物の死体処理手数料、これにつきましては、令和5年度に条例を廃止するというものでございます。③につきましては、大型ごみ処理手数料ですが、これにつきましては、41品目の手数料を改定し、2品目は持ち出し禁止するが、十分な周知期間を確保し、混乱を起ささないよう努めることということで、答申をいただいたものでございます。

本市の今後の対応でございますが、今後、このたびいただいた答申を踏まえまして、一般廃棄物の処理手数料を決定をしまいたいという具合に考えております。見直し、または廃止等で、条例や規則の改正が必要というものにつきましては、今後改定を、市報や公式ウェブサイトを活用して、市民周知を図っていきたいという具合に考えております。

参考までに、関連する条例として、5ページのほうに記載をしております。お断り申し上げますが、先ほど4ページで説明させていただきました①～⑤、この①～⑤の番号と、5ページ、この条例のほうに記載をしてある①～⑥までありますが、これは整合しておりませんので、少し分かりづらいかも分かりませんが、お断り申し上げたいと思っております。

はぐっていただいたところからが答申書で、字が小さいですが、コピーのほうをつけさせていただきました。一部説明をさせていただきたいと思っておりますが、このたびの答申書では、6番目に附帯意見ということで、意見のほうを頂いております。この意見のほうも踏まえながら、今後検討をしまいたい、この意見も尊重しながら、また対応していききたい、検討してまいりたいという具合に考えております。以上で、簡単ですが報告をさせていただきます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 今後のスケジュールなんですけれども、その答申の中の附帯意見も踏まえながら検討していくってことなんですけど、2月定例会には、結論は分かるわけですので、とにかく2月定例会で提案する、提案されるまでは分からないというか、それまでに検討していくということでしょうか。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田光徳廃棄物対策課長 ありがとうございます。今予定をしておりますのは、1月中には方向を出していきたいという具合に考えております。先ほど申し上げましたが、条例改正等が必要になってくるもの、そういったものにつきましては、2月の定例議会のほうで条例改正を提出して、また御議論いただきたいという具合に考えておりますので、基本的には、このたびの答申、いただいた答申を基に、今後検討をさせていただいて、1月中には、鳥取市としての方針を決定をしまいたします。

先ほど申し上げましたが、附帯意見のところは、このたびの改定に関わる部分、さらには、来年度以降継続して検討していく部分ということで御意見を頂いておりますので、そういった辺りは、継続して検討していきたいと考えているところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 その1月中に方針を出されるっていうのは、それは決定ではないんですけど、市民に知らせるわけですか。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田光徳廃棄物対策課長 本市の対応ということで、1月中には結論を出しますと言ったのは、これは決定、鳥取市としての決定でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 ごみ袋代についてはね、やっぱり高い高いっていう声がありますので、しっか

りやっぱり、そういう声も受け止めて検討していただきたいと思います。

それから、オルガンとサーフボードなんですけれども、これは、要は受入れができないってことは、それはどういうふうに、今後、市民は処分をしたらいいのかっていうことも、ちゃんと広報していただけるんでしょうか。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田光徳廃棄物対策課長 もう受入れができないもの、オルガンとサーフボード、これにつきましては、基本的には、鳥取市で回収をする大型ごみ、これは可燃ごみについては、今現在は神谷の焼却場であります、1月からは、リンピアいなばのほうの焼却場で焼却ができるもの、そして、不燃物の大型ごみ、不燃系の大型ごみにつきましては、クリーンセンター、伏野の東部広域のクリーンセンターのほうで処理ができるもの、こういったものを大型ごみとして回収をしています。

先ほどのオルガンとサーフボード、こちらについては、不燃系の大型ごみということで、クリーンセンターのほう、伏野のクリーンセンターのほうで処理ができないということのお話があったものですから、今回対象から外しました。処理につきましては、鳥取市には、一般家庭から排出される一般廃棄物の処理施設、クリーンセンター以外にも、民間の処理事業所はありますので、併せて、広報のときには、そういったものは鳥取市の大型ごみの回収のルールに乗っかるのではなくて、許可事業者、許可業者のほうで申し込んでいただいて処理をしてくださいというような案内をさせていただく予定にしています。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 見直しの中の②のね。マイク。見直しの②の可燃ごみの処理手数料、これ、自ら搬入する場合、これを条例廃止ということなんだけれども、別表のほうの29条、可燃ごみの①・②、結果としては、この②がなくなるということは、処理施設へ自ら搬入する場合は、どういふその要するに価格はゼロになるのか、あるいは、市が収集する、運搬する指定袋に入れて搬入するのか、その辺りはどういう形になるんですか。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田光徳廃棄物対策課長 説明が少し漏れておりました。申し訳ございません。別表のほうで見て、5ページの参考の資料で、条例のほうの抜粋を見ていただきますと、ここの、先ほど委員がおっしゃられましたように、②の市長が指定する処理施設へ自ら搬入する場合、これは、鳥取市の焼却場に搬入する場合で、神谷の焼却場で処理をする場合に、直接申し込むと、10キロまでが120円という料金でございます。一番下の⑥の動物の死体、これも1頭につき、神谷の焼却場に持ち込むと、1頭につき1,000円というのが手数料でございました。今現在は、鳥取市の神谷の焼却場で焼却はしているところでございますが、今年の4月以降につきましては、東部広域のほうで、東部広域のほうで焼却の処理手数料を定めましたので、今現在は、東部広域の処理手数料、金額は一緒、10キロ120円ってのは一緒なんです、東部広域の手数料として、今、徴収をされているということで、実質今、使っていない条例になります。来年の、次にまたお話をしますが、リンピアいなばが、来年度以降、正式に稼働することに併せて、ここを廃止をしていきたいという具合に考えているものでございます。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様で何かございますか。

可燃ごみ受入れ場所の変更とスケジュールについて（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、可燃ごみ受入れ場所の変更とスケジュールについてを御説明いただきたいと思います。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田光徳廃棄物対策課長 廃棄物対策課、上田です。続けて説明をさせていただきます。同じく資料10ページでございます。可燃ごみの受入れ場所の変更とスケジュールについてということでございます。

御承知のとおり、令和4年8月、本年8月に本稼働を予定しておりました新可燃物処理施設リンピアいなばでございますが、試運転中の5月に、ボイラーの配管の不具合が発生をしたということで、今現在、修繕工事を行っているところでございます。この間、可燃ごみにつきましては、神谷清掃工場で再稼働をして、今焼却を行っているという状況でございます。

リンピアいなばの修繕工事ですが、今現在順調に進行しているということで伺っております。当初の予定どおり、今年度、この12月末までには修繕が全て完了するというので、年が明けまして、令和5年1月4日より、リンピアいなばのほうで、ごみの再受入れを開始をするということで、本稼働につきましては、来年度、令和5年の4月1日という予定ということでございます。これに伴いまして、神谷清掃工場でございますが、12月31日、今月の12月31日をもって、ごみの受入れを停止するというところでございます。

下のほうに、今後のスケジュールということで表を入れております。神谷の焼却場につきましては、12月31日で、ごみの受入れを停止するんですが、それまでに入っているごみを、約1月中かけて焼却をしていくということで、全てのごみが焼却し終わりましたら、2月、3月は火は止めて、一度待機状態ということでいきます。リンピアいなばですが、1月4日からごみを受入れをして、4月1日から本稼働という予定にしております。

次の11ページですが、これは、東部広域行政管理組合のほうで作成をしている資料でございます。今現在も行っておりますが、この表の一番右側でございます。スケジュールのところ、実施予定ということで書いてありますが、それぞれ新聞折り込み、これにつきましては、12月4日、18日、もう既にチラシのほうは入っておりますし、ケーブルテレビやラジオ、民放のテレビ放送ということで、告知放送等々を、もう既に開始をされておまして、市民周知を図っているところでございます。本市としましても、ホームページ等公式ウェブサイトを通じて、広報をしていくということでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。本件について、委員の皆様から質疑、御意見等がございますか。ありませんか。

ごみ分別の見直しについて（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、ごみ分別の見直しについてを御説明いたします。上田課長。

○上田光徳廃棄物対策課長 続きまして、12ページでございます。ごみ分別の見直しについてということで、ペットボトル、食品トレイの分別の見直しでございます。経過のところに記載をさせていただいております。現在、本市の家庭ごみのステーションでの収集は、可燃ごみ・古紙類・食品トレイ・プラスチックごみ・資源ごみ・ペットボトル・小型破碎ごみ・乾電池等ということで、8つの分別で収集をしているところでございます。近年、ペットボトルの排出がかなり多くなってきたということで、来年度、令和5年4月より、収集回数を、今現在、月に2回のペットボトルの回収でございますが、令和5年の4月より、毎週の収集へということで回数を増やしていきたいということで、予定をしているところでございます。

併せて、今度食品トレイでございますが、食品トレイは、少し古い話になりますが、平成12年から、白色のみ、白色の食品トレイのみを分別収集ということで、今収集をしております。食品トレイとかペットボトル以外のプラスチックごみ、これにつきましても、本市は、既にプラスチックごみということで、一括回収をして、全てリサイクルを行っているという状況や、本年4月から、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律という、新しく、プラスチック新法と俗に言われているものでございますが、こちらの法律が施行されまして、プラスチックの一括回収というものも推進をされているという状況でございます。ペットボトルも食品トレイも、その他のプラスチックごみも、全て本市はリサイクルをしておりますので、令和5年4月から、白色の食品トレイの分別収集を廃止をして、プラスチックごみの中に、併せて排出をさせていただいて収集をするということで行っていききたいという具合に考えております。

新しい区分として、その下に表をつけておりますが、食品トレイの回収はなくなって、プラスチックごみの中に入れていただく、そして、ペットボトルは月2回の回収を、令和5年4月からは、毎週1回の回収に増やしていくという予定にしております。

市民への周知でございますが、基本的には、その収集曜日、ペットボトルの回数が毎週になったとしても、収集曜日は変更しない予定でございますが、支所エリアにおいて、一部どうしても変更を伴うところが出てまいります。これは、極力、車の台数を増やす、人を増やすということではなくって、先ほど申し上げましたが、食品トレイの回収をやめて、そこで浮いた車とか人を使いながら、ペットボトルの増につなげていくと、回数増につなげていくという予定にしているものですから、一部どうしても収集の曜日の変更が伴うところがございますが、これは、1月、来月になりましたら、自治連合会を通じまして周知を行うとともに、市報でありますとか、公式ウェブサイトを使って、漏れがないように市民周知を図っていききたいという具合に考えているところでございます。

次の13ページのほうは、これは、公式ウェブサイト等でチラシ等、市報等に入れる一応デザインとして、こうした案内を入れながら周知を図っていききたいということで、参考までにつけさせていただいております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 今までね、白い食品トレイは別で、それだけで回収してたけど、今度は一括になると。それで、そのリサイクルの方法とかは変わらないんですか。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田光徳廃棄物対策課長 この食品トレイにつきましては、このスタートしたのは平成9年ぐらいからだったと思うんですが、その当時は、色のついたやつも一緒にという時期もございました。平成12年から、もう白色のトレイだけということで、基本的に、今回回収をします食品トレイは、県外業者が回収に来まして、その食品トレイだけを持って帰って、基本的にはまた、白色の食品トレイであるとか、色つきの食品トレイ、食品トレイが食品トレイに変わるというふうな流れでリサイクルをされているところです。

今度、プラスチックごみ、鳥取市でプラスチックごみの袋に入れていただいて収集したごみ、プラスチックごみ、これにつきましては、鳥取市内にあります中間処理業者、いなばエコというところなんですけど、そちらのほうに、プラスチックごみは全部一括で搬入をされ、そこで、それぞれのプラスチックの製品ごとに、また小さなチップのような原料に再生をされて、またそれぞれ製品を作るプラスチックのメーカーに搬送されるという形になります。そこで一緒に集めた食品トレイについては、一部は食品トレイに変わるものもありますし、また、そうではなくて、プラスチック製の容器に変わったりだとか、多少出来上がる製品は変わってくるということでは聞いているところでございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 東部広域で、そこは視察をしたんですけど、市民が、白は白でね、分別をして、そうやって捨てたものを、まあ言ったら、今度は企業のほうに、中間処理をやっている企業のほうに、いろいろしてもらってということになるわけで、その費用っていいですかね、分けて収集したときの費用と、そうやって一括して、いろいろ委託もせなあきませんから、そういった費用とか、比べられましたか。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田光徳廃棄物対策課長 本市の場合は、特にプラスチックごみは、鳥取市が収集をする、そして、その持って行き場は、東部広域として、1市4町も同じような収集・分別で集まってきたものを、東部広域が中間処理業者にプラスチックごみは委託をして、中間処理を行う。食品トレイについては、食品トレイのまた処理業者、中間処理業者に、県外の業者に売却をするという流れで行ってございました。基本的には、食品トレイを県外の業者に、今現在はお金を払って、お金を、売ってではなくって、お金を払って処理をしていただいているというのが現状でございます。金額的には、ここは東部広域がされていますので、鳥取市分として、どれだけ経費かかっているのかっていうのは定かではございません。実は、食品トレイとペットボトルを抱き合わせで、東部広域のほうで売却するというところで、ペットボトルは有価で、有償で売れるんですが、食品トレイについては、逆にお金を払うというふうな形になっているということで、抱き合わせですので、金額は定かではございません。

それ以外のプラスチックごみ、これは、いなばエコのほうに、中間処理業者に行って、処理が行われるんですが、ここの委託料は、先ほど申し上げました、食品トレイをリサイクルするのに係る経費と、プラスチックごみを処理するのに係る経費、キロ当たり考えると、そんなに大きくは変わらない状況でございまして、いなばエコっていうのは、容器包装リサイクル法の、

その容リ協という協議会があるんですが、その協議会のほうから、プラスチックごみを処理するのに係る経費っていうのは、国から、その国っていいでしょうか、その容器包装リサイクル協議会のほうから補助が出てくるということで、基本的には、処理に係る経費の1割相当分を市町は負担をするということで、かなり安くで処理ができていると、委託ができているという状況でございますので、基本的には、処理をする経費としては変わらないだろうという具合に考えております。ただ、食品トレイを、これまでトレイのみで回収をしていた、鳥取市のこれは負担なんです、それぞれ車、専属の車をつけたり、人も配置をしたりという委託料だけでいくと、約五千五、六百万ぐらいが食品トレイの回収だけにかかっている収集委託料でございます。これが、基本的になくなるということで、委託をすれば、プラスチックごみと一緒に収集をするっていうことになれば、市民の皆さんの負担は少なくなり、負担っていいでしょうか、労働的なですね、分別して出すという、そういった負担は減り、そして、鳥取市も委託料がかなり減額できる、その減額をした委託料の部分を、ペットボトルの収集に回したいと。これ全部ではありませんが、一部ペットボトルのほうに回したいということで、基本的に、食品トレイをプラスチックごみに混ぜて排出していただくっていうことであれば、鳥取市の負担自体は減ってくるということになります。

ただ、プラスチックごみにつきましては有料の袋でございますので、今までは、食品トレイは容器に、袋に入れずにそのまま出していた。これを、有料の袋の中に入れるという形になりますので、若干有料の袋に入る部分が、各家庭からすると少し膨らんで、余分に袋がということで、持ち出しになる部分はあるかなという具合に思っています。しかし、年間で、鳥取市で、食品トレイは全てで25トンの収集でございます、これは単純計算になるかどうかあれなんです、25トン、各鳥取市の世帯数、8万1,000ぐらいだったですかね、8万ぐらいの世帯で割ると、1世帯当たりが、1週間で1回出す当たりで計算すると、約300グラムぐらいのトレイの排出ということになってきますので、袋の中に入れていただいて出していただいたとしても、そう枚数的にはたくさんではないのかなと。少し負担にはなりますが、入れていただいて出していただいたほうが、トータル的には、市民の負担は減るという具合に考えているところでございます。ちょっと長くなりましたが、説明させていただきました。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 費用の点は、収集とかね、そういったこと含めたら、そうなのかなとは思ったりもしますが、環境的にどうなのかなって思って、そうやって、白は白いトレイだけで、食品トレイで、分別して収集してたのは、国が一括とかって言ってるけど、私は、鳥取市は進んでたんだなと思ってたんですよ、分別についてはね。それが、こうやってまとめられることが、本当にどうなのかなっていうのは、今すっかりしてないんですよ、私は。やっぱり、こう細かく分別していきましょうと。それをやればやるほど、いろいろ費用はかかりますっていうのは、既にやられてるところでも言われてるとは思うんですけども、本当にね、せっかく私は進んでやってたことが、何かちょっと後退するんじゃないかなっていうような印象を持っているというのが現状なので、ちょっと私も引き続き、またいろいろ勉強したいと思います。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、よろしいですか。

公用車の事故について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、公用車の事故について御説明をお願いいたします。岡本支所長。

○岡本幸子鹿野町総合支所長 鹿野町総合支所、岡本でございます。資料14ページを御覧ください。公用車の事故について御報告させていただきます。

令和4年11月16日午後3時55分頃なんですけれども、鹿野町の1184番地、主要地方道鳥取鹿野倉吉線、いわゆる県道って言うところなんですけれども、そこ、市道の御城山に入っていく、市道御城山線、こちらの交差点、T字路になっておりますが、こちらの交差点で、公用車が事故を起こしたことについての御報告でございます。

相手側、鳥取市側、乗車者は運転手1名ずつでございます、両名に人身傷害はございません。相手側に関しましては、乗用車の右前方のバンパー、フェンダー、ライトが変形したということで、下のほうに写真を載せております。鳥取市側は軽トラックなんですけれども、右後方の荷台側面の擦り傷、あと、フェンダーが少し変形しております。

発生状況ですけれども、市職員が、県道から市道のほうに入っていましたところ、県道に出ようとしていた相手側車両が、ちょっと前の不注意が大きかったと思うんですけれども、早めに進行していらっしやいまして、鳥取市の車の側面に接触をしてしまったという状況でして、過失割合が、市が1、相手側が9ということで、示談を現在交渉しているところでございます。

示談が整い次第、専決処分をしまして、早急に、相手側に損害賠償額を支払う予定にしております。賠償につきましては、本市加入の全国市有物件災害共済会から、相手方に直接支払いされることになっておりますので、予算の補正等はございません。

こちらの職員のほうの大きなミスですとか、そういうことではないんですけれども、改めて、重々、安全運転に気をつけるよう、職員のほうには指導しております。以上で説明を終わります。

◆砂田典男委員長 はい。御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、これで市民生活部を終わります。執行部の皆様は御退出ください。ありがとうございました。

【監査委員】・【選挙管理委員会】・【市議会】

◆砂田典男委員長 続きまして、監査委員・選挙管理委員会・出納室・市議会に入ります。

まず初めに、富山監査委員事務局長、馬場選挙管理委員会事務局長、中村会計管理者、保木本市議会事務局長の順で、それぞれ御挨拶をいただき、執行部の皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。富山局長。

○富山 茂監査委員事務局長 監査委員事務局の事務局長と、併せて公平委員会の書記、事務局の書記をしております富山です。よろしくお願いいたします。

- 金岡正樹監査委員事務局局長補佐 失礼します。監査委員事務局の局長補佐を拝命しております金岡といいます。よろしくお願いいたします。
- 馬場睦雄選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会の事務局長をしております馬場睦雄といいますので、よろしくお願いいたします。
- 田淵康修選挙管理委員会事務局次長 同じく選挙管理委員会事務局次長を拝命しております田淵と申します。よろしくお願いいたします。
- 中村理人会計管理者兼出納室長 会計管理者を拝命しております中村と申します。よろしくお願いいたします。
- 井上拓也出納室室長補佐 出納室室長補佐の井上拓也と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 保木本英明市議会事務局長 鳥取市議会事務局長、保木本と申します。よろしくお願いいたします。
- 植田光一市議会事務局次長 失礼します。鳥取市議会事務局次長を拝命しております植田光一です。よろしくお願いいたします。
- 毛利 元市議会事務局局長補佐 市議会事務局局長補佐の毛利です。よろしくお願いいたします。
- ◆砂田典男委員長 ここで、自己紹介のみで、議案説明、報告のない部署は御退席ください。

議案第141号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

- ◆砂田典男委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第141号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分の説明をお願いいたします。富山事務局長。
- 富山 茂監査委員事務局長 監査委員事務局の富山です。そうしますと、説明は、このA4横長の12月定例会、12月補正の監査委員・公平委員会事務局、選挙管理委員会事務局、市議会事務局で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。
そうしますと、まず、監査委員事務局、監査委員費になります。資料は、めくってもらって2ページになります。監査委員費ですが、84万6,000円の減額の補正を計上しております。これは、監査委員事務局職員費7人分の4月、5月の人事異動や給与改定に伴います実績の見込みにより減額を計上しておるものでございます。以上です。
- ◆砂田典男委員長 馬場選挙管理委員会事務局長。
- 馬場睦雄選挙管理委員会事務局長 続きまして、3ページでございます。総務費、選挙費、選挙管理委員会費、職員費ということで、111万6,000円の増ですけども、これは、4月、5月の人事異動と給与改定に伴うものでございます。
続きまして、目の8の参議院議員選挙費でございます。選挙執行経費ということで、マイナスの809万9,000円でございます。これは、期日前投票所、当日投票所、開票所の時間外に関する平均単価が、この分下がったということで、マイナスの809万9,000、若い人を使ったということがございます。以上でございます。
- ◆砂田典男委員長 保木本事務局長。
- 保木本英明市議会事務局長 市議会事務局の関係ですけども、同様でございますけども、職員

の人員費に関わる補正予算のお願いです。内容につきましては、植田局次長より説明をさせていただきます。

◆砂田典男委員長 植田事務局次長。

○植田光一市議会事務局次長 では、説明資料、最終ページ、4ページのほうを御覧ください。予算書は28ページ、29ページとなります。議会費のうち、議員期末手当、職員費、事務局費の3件となります。前年の実績に基づいて、当初予算組まれてるところなんですけれども、このたび、実績の見込みに合わせて、補正をさせていただくものでございます。それぞれ222万5,000円の増額、それから74万円の減額、13万6,000円の増額ということになっております。市議会事務局の説明は以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。以上で、総務企画委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

午後5時56分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28号第1項の規定によりここに署名する。

総務企画委員長